

明朝の政治體制

萩原淳平

目次

まえがき	
一 朱吳國の成立と政治的矛盾	五一
二 明朝の創立と矛盾の激化	五九
三 胡黨の獄と政治體制の轉換	六四
四 華北政策と靖難の變	七五
五 永樂帝の政治とその體制	八四
1 北京遷都の意義	八五
2 軍事及びその他の改革	九二
六 親征と政治體制の確立	九七
1 親征の規模	九七
2 親征の効果と目的	一〇一
七 永樂以後の政治體制	一一七
むすび	

まえがき

明朝史の研究は、わが國はいうまでもなく、中國をはじめ諸外國でも最近急激に進められるようになり、その結果すぐれた論文も數多く發表されている。私が本稿で取り扱おうとする政治史の分野でも同じような事がいえる。例えば、田村實造博士の「明の時代性について」^①とか、愛宕松男博士の「朱吳國と張吳國」^②、清水泰次博士の「明の太祖の對權豪策」^③な

どは、すぐれた見解を發表されたもので、私も、これら先學に導かれる點が少なくなかった。

しかしながら、明朝を政治的に如何に捉えるかということになると、その立場々々によつて、かなり異つた結論に到達するものである。私は、明朝の政治體制に中心を置いて明代史を理解しようとして試みた。いうまでもなく、政治體制という言葉は、甚だ漠然とした意味で用いられるが、私は私なりに定義付けを試みるつもりである。そして、その政治體制が如何なる過程を経て、何時確立されたかというのが本稿の主要なテーマである。

結論から先に云うならば、明朝の政治體制は、太祖洪武帝によつて定つたのではなく、成祖永樂帝に至つて始めて確立し、その體制が明末まで續いたというのが私の考えである。従つて、本稿の對象は明初の洪武、とくに永樂期であり、中心人物は洪武帝・永樂帝にしばらくられる。しかし彼らを取り扱う場合に、政治家としての面を中心とするのであつて、武將としての彼らの活躍については、あまり觸れない。彼らが當代一流の武將であり、その面での活躍が明朝の創立に大きな役割を果たしたことは今更いうまでもない。しかし彼らが單なる武將であれば、いくら秀れていたとしても、元末の群雄の一人に終つて、王朝創立は果せなかつたであらう。群雄の中には、武將としては、むしろ洪武帝・永樂帝に劣らなかつたものもいたし、また一貧僧出身の洪武帝に比すれば、群雄としてより有利な條件、より恵まれた環境にあつたものもいたにもかかわらず、王朝を創立し、三百年に近い中國支配を基礎づけたのは、政治家としての彼らの優秀性によるものが大きかつたと考えられる。

勿論、明朝の政治體制確立までの道は險しく、時には失敗し、時には矛盾に悩みながらも、それを克服していつた。その過程を通して、明朝の性格を知ろうとするのが本稿の目的である以上、その間には、胡藍の獄とか靖難の變、永樂帝の北征、北京遷都などの主要事件に觸れるが、これらを一つの流れの中に総合的にとらえるため、從來とは異つた視角から論及するつもりである。

- ① 田村實造「明の時代性について」——太祖の統治を中心として——。史
林三十卷二號。
② 愛宕松男「朱吳國と張吳國」——初期明王朝の性格に關する一考察——。

- 文化十七卷六號。
③ 清水泰次「明の太祖の對權豪策」——特に張吳の戰犯及び蘇州の豪農に
ついて——。史觀三十八。

一 朱吳國の成立と政治的矛盾

明朝の創始者である太祖朱元璋は、濠州（安徽省鳳陽）の鍾離縣太平郷の孤莊村の佃農出身といわれる。その祖先は沛（江蘇省）の人。のち轉々として、父の代に太平郷に徙つた。朱元璋は四男二女の末子で、元の天曆元年（一三二八）に生まれたが、家は貧困を窮め疫病の流行で、父母や兄が相繼いで病歿したとき、これを納める棺槨すらなかつたと云われる。そのうえ、淮水一帯の大旱と蝗の害に會い、食糧に困窮して、終に皇覺寺に入れられて僧となつた。しかし、そこでも食糧にことかき流浪の旅に出た。まづ合肥にいたり、そこから光・固・汝・潁の諸州をへて三年後に再び皇覺寺にたどり着いた。この旅は濠州を中心として、西南から西北へかけての地域にあたるもので、この地方は韓山童や彭瑩玉らが祕密宗教結社を組織して活躍していた所であり、朱元璋も少なからぬ刺激を受けたことであろう。皇覺寺に歸つてからは、湯和・徐達らと交わり、讀書に努め、時おり濠州に行つて情報を集めていた。

この頃、たま／＼郭子興が兵を擧げ、濠州を占據したが、朱元璋はこの郭子興軍團内の友人から誘われて兵士となり、やがてその才能が認められて親兵十夫長となつた。ときに至正十二年（一三五二）、彼は二十五歳であつた。

翌十三年春、濠州から孤莊村に歸り、兵を募つて七百人を得たが、そのうちの徐達ら二十四人を親ら率い、たま／＼定遠の軍が食糧不足に悩み、來降を欲していたのに乗じ、次々にこれらを招降することに成功し二萬數千を得た。これから南下を始め、十四年には滁州を手に入れ、更に南下して揚子江の北岸和州を攻略した。このころ郭子興は軍事の實權を朱元璋にゆだねて病歿した。次いで、朱元璋は和州の西、巢湖に勢力を張つていた廖永安・永忠、愈廷玉らの大水軍との了

解工作に成功し、この水軍の力を借りて揚子江を渡り、太平に上陸、ここから東北して集慶路の元軍を破り、ここを應天府と改め、この年の七月朱元璋は吳國公となり、朱吳國が成立した。

さて、朱元璋のこれまでの事業を見ると、戦闘は小規模であり、征服の範囲も甚だ狭く、元末群雄といつても弱小の部に類に属していた。これをその後十年以上に亘る戦争、すなわち西の陳友諒、東の張士誠、北の元朝との戦争に比すれば、誠に微々たるものであった。それにもかかわらず、朱吳國成立のときに、明朝創立に最も重要な基礎的二條件がすでに確立されていたのである。

その一つは、明朝創立にあつての人的構成上の主體が、この時期までに確立されたことである。至正十三年春、朱元璋が郷里へ歸つての募兵で得た七百人中の精銳二十四人とは、徐達・湯和・吳良・吳禎・花雲・陳德・顧時・費聚・耿炳文・唐勝宗らであり、またこれに續いて朱元璋の傘下に集つた人々は、定遠出身の馮國用・國勝兄弟や李善長・朱文正・李文忠、虹縣出身の胡大海・鄧愈、懷遠出身の常遇春らであつた。彼らは、開國功臣第一位として魏國公を贈られ、五千石を賜つた徐達、第二位の韓國公四千石の李善長、第三位の鄂國公四千石の常遇春らをはじめとして、戦死などの理由によるごく僅かの例外を除いて、殆んどすべて所謂開國の功臣にあげられたばかりでなく、開國の功臣は彼らによつて獨占された。朱吳國成立後の長期かつ廣範圍の征服戦の間には、來歸して積極的に朱元璋のために働いた人々も厖大な數に上つたが、その内には開國の功臣といい得るものは殆んどなかつた。逆にいえば、朱吳國成立に協力した人々は、中國本土征服から蒙古高原遠征に至るまでの戦闘中、如何なる困難にもよく打ちかち、内部分裂をすることなく、一致協力し、しかも常に指導的役割を果たしながら朱元璋の事業を助けたのである。このような強い建國精神は一體何によつたであろうか。愛宕博士によれば、それは本來明朝の持つ郷曲保全の精神によるとされる。このことは、すでに朱元璋起兵の時の性格によく現われている。すなわち、朱元璋が最初に兵士になつたのは郭子興の下においてであつたが、郭子興の舉兵は隣境で

ある潁州に紅賊の反亂が起り、元軍が之を鎮定し得なかつたので、自ら郷土を守るためであつた。朱元璋はその出發點において、この郷曲保全的性格を強く持つていた。

そればかりでなく、朱元璋は本來一貧僧出身者であつて、一般に王朝末期の多くの群雄が既に何代かに亙つて地方豪族として大きな地盤を持ち、自らを頂點とする主従關係による政治的結合という主柱に支えられていたわけでもなく、また有力な同族の強力な援助を期待する血縁的結合もなかつた。ただ朱元璋が頼り得るものは、身分的には同等にひとしい郷土を守らうと云う同志の地縁的結合のみであつた。同郷精神は、主従關係のような強い拘束力もなく、血縁關係のような固い結合力もない、甚だ弱いものである。それ故に朱元璋はこの同郷意識を堅く保持し、大きく育てようと全力をそそいだ。またその結果が中國本土征服という大偉業を完成させたのであつて、この郷曲保全的性格から出た同郷結合の意識は、朱元璋政權のバックボーンとして重大な意味を持つていたと解される。なお郷曲保全的性格は、當然のことながら、その郷土の保全をはかり、舊秩序を維持することが主體であり、この意味では、外部からの侵入者を排除するという排他的封鎖的性格の強いものであつた。またこの朱元璋政權の性格は、隣國で而も最後まで雌雄を爭つた張士誠政權が解放的、現狀打破を目的とする破壊的性格を持つていたのと全く對照的であつた。

次に、明朝創立にとつて基礎的な第二の條件について述べよう。それは朱吳國成立の根據地を南京に定めたことである。いうまでもなく南京は吳の孫權が二二九年に都として以來、東晉・宋・齊・梁・陳などの各王朝が都と定めた形勝の地であり、軍略的な面からも或は政治・經濟の中心としても、すぐれた土地である。朱元璋が朱吳國の根據地と定めたときの事情も實錄^⑤によると、

上周覽城郭、謂徐達等曰、金陵固古所謂長江天塹、眞形勝地也。倉廩實、人民足。吾今有之。諸公又同心協力、以相左右、何功不成。達曰、成功立業、非偶然。今得此、殆天授也。乃改集慶路、爲應天府。

とあり、まだ周圍を強敵に圍まれてゐるにも拘らず、南京を根據地にし得たことで、「いつれの功か成らざん」と、恰も天下を取り得るかのように意氣軒昂たるものがあつた。事實、朱元璋は此處を根據地として、十年あまりで中國本土統一に成功し、君主の位についたばかりでなく、彼一代國都として變えなかつた。

こうして見ると、朱元璋が起兵後數年ならずして南京を攻略し、ここを根據地と定めたことは、明朝創立に重要な基礎條件といえよう。

かくして、朱元璋は、明朝創立に最も重要な二條件を朱吳國成立當時満たしたのである。しかしながら、この二條件は實は相矛盾する面を内藏しているのである。すなわち、郷曲保全の精神から出た同郷集團である朱元璋軍團は南京を根據地とすることによつて、「郷土を離れた或は郷土なき郷土集團」と化してしまつた。勿論、郷土集團として出發した朱元璋軍團として見れば、精神的にもまた現實にも、その中心を鳳陽（濠州）に置くことをはかつたと思われるが、鳳陽には膨脹する軍團を支える糧食はなく、附近を掠奪すれば、其處も忽ち糧食が無くなり、終に流賊と化せざるをえない。根據地を定めようとすれば、どうしても豊かな土地でなければならぬ。この點では、南京は中國隨一の穀倉地帯をひかえており、しかも軍略的にもすぐれた土地であるから、目前の急務として、郷土を離れるのも止むを得なかつた。ひとたび、新天地に根據すれば、そこには、新たな問題が生じ、新たな秩序が要求されるのも當然である。ここに朱吳國の矛盾が芽ばえ、弱點があらわれ始めた。ただし、新たな秩序を求める要求は、初めは弱く、朱吳國を危くするようなことはなかつた。しかし、戦闘が擴大され、征服地が増大するに及んで、その矛盾は種々な形をとつて、次第に大きくなりつつあつた。すなわち征服地の支配とか被征服民の處置、時には朱政權に協力を求める者もあり、彼らの處遇問題などは、排他的封鎖的な郷曲保全精神では處置出來にくいことは當然である。

次ぎに、具體的に二・三の例をあげよう。まず、はじめに最も對照的で、且つ最も代表的な張士誠政權と方國珍政權に

對する朱元璋の政策を對比しながら述べる。

張士誠は、朱吳國の東隣江蘇東部・浙江北部地方に位置し、中國で最も豊かな鹽場と穀倉地帶の經濟力を背景にして、最後まで朱元璋と覇を爭つたが、終に戰に敗れて自殺した。このように、十年間にわたつて抗戰し、烈しい抵抗のすえ敗れた地方に對しては、朱元璋としてもその處置は容易である。科罰の意味から重壓を加えても不満・反抗は起りえない。人的な面でも、生き残つた人々に對しては、たとえ彼らが朱政權に協力を申し入れたとしても、鳳陽（濠州）を中心とした同鄉精神による結合體制、すなわち鳳陽體制を損なう者は、これを抹殺し、鳳陽體制に有利になるもののみを採用することが出来る。先に、鄉曲保全的性格は排他的・封鎖的であると述べたが、身分的な差別さえ設ければ、新參者の加入によつて、同鄉者は特權階級的意識を深めることが出来て、かえつて排他性を増し、同志の結合を強化することさえ可能である。この意味では、征服地の擴大は、鳳陽體制と矛盾することはない。また、征服した土地人民に對しても、自由に且つ有利に處分出来る。事實、朱元璋の戰後の江蘇政策をみても、

明太祖攻取張士誠、用兵日久、遷怒蘇民、遂籍豪族田租私簿、名其田曰官田、増稅示罰、蘇州一府加增至二百萬石。^⑦とあるように、朱元璋は征服した穀倉地帶を大部分官田として、土地の所有權を政府に沒收した。これが後の明朝の財政にどれほど有利な條件になつたか計り知れない程である。張士誠政權の事後處理においては、土地支配の問題もまた鳳陽體制を助けこそすれ、矛盾する所は少なかつたといえる。

これに對して方國珍政權の場合は事情が異なる。方國珍は浙江南部に位置し、鹽業に従事していたが、彼は早くも至正八年（一三四八）海賊の亂が起つたのに乗じ、反亂を企だて元朝にそむいた。このときは、元の行省參政の朶兒只班に敗れたが、かえつて強訴して元朝より定海縣の尉に任ぜられた。^⑧のち間もなく再び元朝にそむいた。このときは、元帥府都事の劉基が方國珍討伐を行つた。^⑩劉基は方國珍兄弟が主謀者であるから、のち／＼の事を考え、彼らを誅すべきであると

主張した。この事を聞いて、國珍はおそれをなし、劉基に賄賂を送ったが、劉基が受けつけない事を知ると、海上はるく北京に部下を送つて高官に賄賂を送り、結局徽州路治中に任命された。その後も反覆常なかつたが、歸順するたび官位は上り、至正二十六年には、自らは浙江左丞相、三兄弟および子の明善とともに平章政事にまで達した。しかしこの間、一方では朱元璋が兵を起して招撫の使者を送ると、「元運まさに終らんとす」といつて、朱元璋に従い黄金五十斤・白金百斤・金織文綺百端を献上して來た。間もなく朱元璋が東征に専念すると、またその命に従わずして、元朝の支配下に入るといふ有様で、最後には朱元璋配下の部將の遠征を受けて「來降」した。このときにも銀一萬兩・錢二千緡を献上して罪を謝した。朱元璋はその反覆を怒つたと云われるが、結局、邸宅を京師に賜わり、宴位も明朝開國の功臣につぐ位置を與えられ、のちに廣西省左丞に任ぜられ、二子もそれ〴〵官について終りを全うした。これなどは、所謂征服戦争といつても戰鬪は殆んど行なわれない。方國珍の立場からすれば、彼の目的は戰鬪に打ち勝つて、中國を統一支配することではなくて、元末の動亂に乗じて、如何にして大きな利益を獲得するかにあつた。そのためには、戰鬪による被害は極力これをさけ、有力な敵が來れば豫想される戰鬪による被害より少ない範圍の獻上でことをすませる。あるいは、他の有力な敵が來れば、媾和によつて今後充分補いのつく範圍内での獻金でことをすませる。いわば、如何にすれば自己の立場を最も有利に保てるかに主要點が置かれた。このような場合は戦争も一種の商取引であつたと云える。

しかし、同じ鹽業出身ながら張士誠の場合は全くこれと反對であつた。朱元璋が鳳陽から南下して朱吳國を創立する前後、はじめて張士誠政權と境界が接し、前哨戦ともいふべき小競合が生じた。すなわち、至正十六年二・三月ごろ朱元璋指揮下の湯和らが鎮江を襲つた時、陳保二というものが降服した。しかし彼は六月に寢返りを打つて朱元璋にそむき張士誠に降つた。このとき、彼は湯和指揮下の詹・李二將を誘執して降つた。そこで朱元璋は儒者楊憲を使者として交渉にあたらせた。張士誠は楊憲を抑留したまま、逆に攻めて來た。總指揮官は張士誠起兵のときからその片腕となつて活躍した

弟の士徳であつたが、彼は途中で朱元璋の巧みな伏兵戰術にあい生捕られてしまった。そこで張士誠は士徳と詹・李二將・楊憲との交換を申し入れ、その際、歳ごとに糧二十萬石・黃金五百兩・白金三百斤を送ることを條件にした。これに對して、朱元璋は粟五十萬石を加うることを追加條件とした。^⑩それと云うのは、朱元璋側の受入れ人物はさして重要ではないのに對して、張士誠は士誠にとつて必要缺くべからざる人物であつたからである。この粟五十萬石は士誠にとつて耐えない程過大であつたかどうかは別として、結局士誠はさきの交換條件を受け入れなかつた。従つてこの取引は失敗に終つた。しかもその後十年兩者の間には再び取引が行なわれることはなく決戰に終つた。張士誠は「性輕財好施、頗得衆心。」と評されるように、方國珍と同じ鹽業出身者であつたが、本來經濟觀念が薄く、遊俠無賴の性格の強い一群雄であつた。

さて、さきの方國珍政權のように取引的な併合を行なつた場合、方國珍はある意味では、朱政權擴大の協力者、功勞者ともいえる。従つて、朱元璋としても、彼の身分を保證し、ある程度優遇しなければならない。また方國珍輩下の者で朱政權に積極的に協力を申し出るものがあれば、これも考慮する必要がある。もし彼らが有能な人材であれば、鳳陽特權階級に對抗しえて、鳳陽中心の同郷結合體に食い込む。また、方國珍支配下の土地人民に對する政治も、それらの利害を代表する將軍・政治家を採用して、その意見を考慮する必要もある。鳳陽階級の獨斷を許さない。このようなことは、併合の條件、抵抗の強弱、降服の状態などの差異はあるが、所謂征服戰の過程においては、方國珍政權以外にも多く發生した。

今更いうまでもなく、中國は廣大である。朱元璋軍團が實際に武器をとつて戰つた地域はむしろ狭い範圍であつた。多くの地域は何らかの條件で併合されたものである。それらの中には當然鳳陽階級に對抗しうる非鳳陽分子も存在したと見なければならぬ。ここに、朱政權の矛盾が内藏されたのである。

この傾向は、方國珍政權というような團體に對してばかりでなく、單獨に一個人として協力を申し出た有能な人々につ

いても云える。例えば、朱吳國成立後の至正二十年三月に朱政權に參劃した劉基(浙江・青田)や宋濂(浙江・金華)・章溢(浙江・龍泉)・葉琛(浙江・麗水)らがある。彼らは儒學者であつて、朱元璋も彼らを「四先生」^⑬と呼んで尊敬した程である。

がんらい朱元璋集團は郷曲保全から出發し、性格としては舊秩序維持を計っていたから儒教精神を受け入れる素地はあつた。しかしその多くは、農民とか壯士あるいは無賴の徒であつて、儒家的な政治理念とか指導目標を持つ學者政治家はいなかつた。朱元璋集團が單なる群雄に終ることなく、天下を支配するためには、確たる指導原理を持ち、かつ當時の指導階級たる知識人・地主・富豪の協力を得るためにも彼らの存在は重要な意味を持つていたと考えられる。従つて彼らの功績は表面にあらわれにくい面もあつたが、所謂開國功臣である部將達にも劣らなかつた。

そのみならず、彼らは各々異つた長所を持つていたが、陶安をして云わしむれば、^⑭

臣謀略不如(劉)基。學問不如(宋)濂。治民之才不如(章)溢・(葉)琛。

であつた。なかでも隆基は謀略に長じ、戰爭にも參加した。彼は浙江省青田の出身で、元朝の末期に開かれた科擧試験に合格した、至順年間の進士であり、特に經史に博通し、きわめざるなく江左第一の人物と評された。元朝に仕えて地方官となり、先にも述べたように方國珍の反亂軍を鎮めた程であつたが、朱元璋に見出され時務十八策を述べて用いられるようになり、その幕下で活躍した。その最も有名なのは、至正二十年閏五月のころ、朱元璋が征服戰の大計を問うたときのことである。

太祖問征取計。(劉)基曰(張)士誠自守虜不足慮。(陳)友諒劫主脅下、名號不正、地據上流、其心無日忘我、宜先圖之。

陳氏滅、張氏勢孤、一舉可定。然後、北向中原、王業可成也。太祖大悅曰、先生有至計。^⑮

このときは、朱元璋が有力な群雄に取り圍まれ、戦略的には最も重大な時期であつた。しかも隆基の獻策通りに戰つて、

朱元璋は危機を乗り越えて成功し、やがて天下を統一出来たのである。従つて、隆基の戦術家としての勲功も、鳳陽集團の部將たちに決して劣らぬものであつた。このように非鳳陽分子でありながら、鳳陽集團に對抗し得るものも、南京に根據して以後でできた。

④ 愛宕松男 前掲「朱吳國と張吳國」。

⑤ 明實錄、太祖卷之四、丙申（元の至正十八年）三月辛卯。

⑥ 國權、至正二十七年五月丙子朔、平江久不下。

國權、至正二十七年九月辛巳、

大將軍徐達克平江。執張士誠、時圍久、城中木石俱盡、糧匱、隻鼠直百錢、煮及枯革。達令作木屋、蔽以竹、伏卒攻城。遂破葑門、常遇春亦破閶門、樞密唐傑登城拒戰、知不敵、降。日晡、城陷。士誠收餘兵二萬、身戰萬壽寺東街、復敗。從數騎倉皇歸、曰、恨不從先母言、顧劉夫人曰、我死、汝奈何。曰、不獨生、予乳媼金、抱二幼子出亡、驅妾滕上齊雲樓、焚之而自經。士誠坐空室、亦欲自經。達使李伯昇往諭、伯昇驚前抱持之。

⑦ 蘇州府志、卷十二、田賦。

⑧ 清水泰次、前掲「明の太祖の對權豪策」。

⑨ 明史、卷二三、方國珍傳。

⑩ 明史、卷二八、劉基傳。

⑪ 明實錄、丙申（至正十六年）冬十月戊申。

⑫ 谷應泰、明史紀事本末、卷四、太祖平吳。

⑬ 國權、卷一、庚子（至正二十年）三月戊子朔、

徵青田劉基・龍泉章溢・麗水葉琛・浦江宋濂至應天。……公大悅曰、吾爲天下誅四先生。客于禮賢館。

⑭ 明史、卷一三六、陶安傳。

⑮ 明史、卷二八、劉基傳。

二 明朝の創立と矛盾の激化

前節において、朱元璋集團は郷曲保全から出發し、同郷的結合關係を固め、それが中核となつて征服戰を戦い抜いた。このため結合はますます堅固になり、鳳陽中心體制が形成され、排他的な特權化が進行した。他方、朱元璋は南京に根據し、征服地も擴大されるに従つて、能動的に或は受動的に、集團もしくは有能な個人が朱元璋集團に加わり、このために、鳳陽體制と矛盾する非鳳陽分子が出現することになつたことを述べた。

しかしながら、朱吳國成立後十年あまりの間は、征服戰という至上目標があつて、戦鬪に明け暮れし、その矛盾は著し

く表面化することはなかつた。そして表面化しないうちに、矛盾を解消する機會が訪れた。それは、なお北邊に問題は殘されていたが、一應中國を統一し、自ら君主の位につき、國號を明とし、年號を洪武と改めた時である。この時こそ、中國の王朝として氣分を一轉し、これまでの戰爭を中心とした體制から民政中心に切り變え、中國全土を見渡して大計を樹てる時であつた。

事實、その方法として都の位置が問題になつた。洪武二年九月癸卯の實錄の記載を見ると、

初上召諸老臣、問以建都之地。或言、關中險固、金城天府之國。或言、洛陽天地之中、四方朝貢道理適均。汴梁亦宋之舊京。或言、北平元之宮室完備、就之可省民力者。

とあるように、諸老臣らは都として、それ／＼關中・洛陽・汴梁・北平などをあげたようである。これに對して太祖朱元璋は、

上曰、所言皆善。惟時有不同耳。長安・洛陽・汴京實周・秦・漢・魏・唐・宋所建國、但平定之初、民未甦息。朕若建都於彼、供給力役、悉資江南、重勞其民。若就北平、要之宮室不能無更作、亦未易也。今建業長江天塹、龍蟠虎踞、江南形勝之地、眞足以立國。

と、その所信を表明し、結局南京をこれまで通り都とすることにし、終に人心を改めることをしなかつた。しかも、前言に續いて、

臨濠則前江後淮、以險可恃、以水可漕。朕以爲中都如何。群臣皆稱善。至是始命有司、建置城池宮闕、如京師之制焉。と加えた。これで見ると、太祖の生れ故郷ともいえる臨濠は重要な地であるから第二の國都にしようというのである。しかし、客觀的に見て、臨濠は政治・軍事・經濟などあらゆる面で國都にふさわしくないことは明らかである。いわば口實を設けて、錦を飾つて歸えらうとする故郷をまず立派に築こうとしたものである。大事業を完遂した人の願望として、ま

た同郷出身の協力者への慰勞として、理解出来ないこともないが、重要な局面に立つ大國の支配者の言動としては疑問をいだかざるを得ない所である。中都造營は結局鳳陽體制の謳歌、更に今後の強化、獨善を強める原因になつた。

今、しばらく、其後の中都への施策を追つて見よう。成化六年に編纂された「中都志」によると、新城が築かれ宮室の造營がなつたのは、洪武三年とある。新城は周五十里、皇城はこの新城内の萬歲山南にあり、午・玄武・東華・西華の四門があり、宮殿を建て、宗廟・大社を城内に立て、中書省・大都督府・御史臺を午門の東西に置いた。また、同書の「鳳陽府治圖」「皇陵總圖」によると、皇陵は府城外に二重の壁に圍まれた立派なものである。

この中都造營のために、洪武三年六月には、蘇州・松江・嘉興・杭州の民、すなわち主として張士誠政權下の遺民の勞働力もしくは財力を投入して、この地方を開拓させた。もつともこの開發は、それ以前からも行なわれており、至正二十七年十月には蘇州の富民をして濠州を實せしめ、同年十二月には方國珍配下にあつた官屬二百餘人を濠州に居住させた。⑭
このように、すでに準備はしていたが、洪武三年六月の場合は、四千餘戸十四萬人の多きにのぼつた。如何に洪武帝が中都造營に努めたかがうかがえる。しかしこの中都への關心を最も深めたのは、洪武八年のことである。造營なつた中都に、まず四月に洪武帝自ら訪れ、十月に皇太子および諸王をおもむかせた。その時の様子を實錄によつてみると、四月二日出發し、二十八日に歸京すると云う約一カ月近い旅行であつた。中都での主な行事は十五日に皇宮で天地の神々を祭り、十六日は仁祖淳皇帝の忌日にあたつていたこともあり皇陵でお祭りをした。十五日の祭文を見ると、

上駐中都、祭告天地于園丘。文曰、昔元政不綱、英雄並奮、民不堪命。皇天后土憫民命之多艱、授命于臣、錫以文武材能人民土地。八年以來、除民禍殃、實蒙上帝后土之恩、當師旅渡江之時、臣每詢儒者之言、皆曰、有天下者、非都中原、不能控制。臣心不忘。洪武初年、平定中原、臣卽至汴、意在建都以安天下。及觀民生凋弊轉輸艱難、恐益勞民。遂命群臣會議。皆曰、濠地古之鍾離於此建都、庶合古今之宜。以此、兩更郡名、今爲鳳陽、建立都城。土木之役、

實勞民力、功將告成。惟上帝后土是鑒。

とあり、中都を定めた所以を述べている。また、この前後には、滁陽王の廟や、常遇春の祠、外祖揚王の墓にそれ〴〵使者を遣わして祭らせている。これらのうち、常遇春の祠に對する祭文を見ると、

今年夏四月、朕親至中都、驗功賞勞。公、侯、扈、從、者、咸、在、而、班、行、之、中、獨、不、爾、見、使朕惻然。

とあつて、洪武帝は五年前に死んだ常遇春を除いて公侯以下鳳陽出身の功績ある重臣を殆んどひきつれて中都を訪れたことが知られる。中都訪問の旅はこのように大規模なものであつた。

また、十月のことについては、實錄洪武八年十月壬子に、

上命皇太子・秦王・晉王・楚王・靖江王、出遊中都、以講武事。

とあり、皇太子を中心として諸王たちに中都へ出遊させ、その間に大演習をかねて行なわせた。實際に中都に到着したのは十一月の壬申すなわち十六日であつた。これらの行事は、一面では天下を統一した喜びを表現したものであらうが、中都で行なつたと云うことは、内においては、鳳陽體制を謳歌し、所謂同郷出身者の特權意識を高め、外に對しては、鳳陽體制の成果を誇示したものであらう。

しかしながら、物ごとには限度がある。すでに武力を主體とした鳳陽體制中心の時代は終ろうとし、民政に力を盡すべき時代に代りつつあつた。このときに、殊更中都を舞臺に大規模な祭典を行なうことは、當然非鳳陽分子の批判を受け、反感をいだかせることになつた。

批判の代表者は劉基であつた。劉基は先にも觸れたように、朱吳國成立後に洪武帝に従つたが、しかも鳳陽出身の開國の功臣にも劣らぬ活躍をし、洪武帝の信任も厚かつた。洪武帝も、その功に報ゆるために厚くもてなし、彼の祖父に郡公を追贈し、彼の爵も進めようとしたこともあつたが、劉基は固辭して受けなかつた。それでも洪武三年には弘文館學士を

授け、十一月には誠意伯に封じ、祿は二百四十石を賜わった。こうして、一應開國の功臣の列に加えられたが、祿高は他の功臣が五千石以下千石までであつたのに比すれば、格段の差があり、鳳陽出身でないことが、差別を生じたことを知る。

さて、洪武帝が故郷の鳳陽を中都として、都城を盛んに營なんだとき、彼は、

鳳陽雖帝郷、然非天子所都之地。雖已置中都、不宜居。擴廓帖木兒雖可取、然未可輕。願聖明留意。²⁰

と述べたように、劉基は鳳陽が洪武帝の故郷だからと云つて、君主が都とすべき地ではない、と堂々と正面から中都造營を批判し、今はむしろ元朝の殘存勢力の擴廓帖木兒討伐に力を盡すべき時であると主張した。劉基には、中都造營が、明らかに鳳陽意識過剰の產物と考えられた。

さて、この劉基が洪武帝から宰相の人選について問われたことがあつた。その時の劉基との問答は、

帝欲相楊憲、憲素善基、基力言不可曰、憲有相才、無相器。夫宰相者持心如水、以義理爲權衡而已無與者也。憲則不然。帝問汪廣洋。曰此褊淺殆甚於憲。又問胡惟庸。曰譬之駕、懼其僨轅也。²¹

とあり、劉基は汪廣洋、とくに胡惟庸は宰相として不適格であることを主張した。にもかかわらず、胡惟庸は洪武六年には中書右丞相にまで上つた。胡惟庸にして見ると、劉基は學者としても政治家としても彼より上であるので、彼を除き去りたいが、正面からおさえつける理由もないので、劉基が病にかかつた機會に醫者を派遣し毒をもらせて殺してしまつた。劉基が死んだのは丁度洪武帝が中都で盛大な祭典を行なつて南京へ歸り着いた頃であつた。

さて、劉基を除き去つた胡惟庸は、やがて名實ともに宰相となり、間もなく所謂胡黨の獄をひき起した。

①6 明實錄、洪武四年春正月庚寅、

建國丘・方丘・日月・社稷・山川壇及太廟于臨濠。禮部奏臨濠宗廟、

宜如唐宋同堂異室之制、作前殿及寢殿俱一十五間、殿之前俱爲側堵、

東西傍各二間爲夾室、如晉儒王肅所議、中三間通爲一室、奉德祖皇帝

神主、以備祫祭、東一間爲一室、奉懿祖皇帝神主、西一間爲一室、奉

熙祖皇帝神主。從之。

①7 明實錄、吳元年（至正二十七年）冬十月乙巳、

徙蘇州富民實濠。

とあり、國權も全くの同文である。

⑱ 明實錄、吳元年十二月丁巳、

徙方國珍所署僞官左右丞相劉庸等、居于濠州。

とあり、國權には、同年同月同日に、

徙方氏官屬劉庸等二百餘人、居濠州。

とあつて、多少異つてゐるが、相い補うことによつて、一層明らかにすることが出来る。

以上の二例は、それぞれ、張士誠、方國珍支配下の有力者ともいえる人で、そのまま放置すれば、また朱政權に對して反抗勢力になる恐れのある者で、これを強制移住させることにより、安全を計つたのであるが、と同時に、彼らの富をもつて、濠州を充實せたと考えられる。

⑲ 四千餘戸、の數字については、史料によつて、甚しい相違がある。例えば二十二史劄記には、富民十四萬戸とある。清水博士は前記の「明の太祖の對權豪策」の中で、種々の史料を詳細に批判して、結論として、貧民四千戸、十四萬人とされた。しかしこれにも尙多少の疑問が残る。四千戸・十四萬人にならば、一戸平均、三十五人と云うことになり貧民が一戸で三十五人をかかえていたとは考えられない。明實錄、洪武三年六月辛巳には、

上諭中書省臣曰、蘇松嘉湖杭五郡、地狹民衆、細民無田以耕、往往逐末利、而食不給。臨濠朕故鄉也、田多未闢、土有遺利。宜令五郡民無田產者、往臨濠開種就以所種田爲己業、官給牛種舟糧以資遺之。仍三年不徵其稅。於是、徙者凡四千餘戸。

とあり、田産なき細民を徙したように見えるが、國權の同日の記事などは、徙蘇松杭嘉湖富人四千餘戸、佃臨濠。

とあり、かつて張士誠政權下にあつて、富人すなわち大地主で土地を朱政權に沒收されたものか、あるいは末利を追つた商人と解すれば、その使用人、隸屬民を含めて一戸三十五人あつたとも考えられる。或はまた四千戸に對して一萬四千人の數字があれば細民として解することも出来る、富人四千餘戸も多すぎる感があり、まだ研究の餘地があると思われる。

⑳ 明實錄、洪武八年夏四月丁巳。

㉑ 明史、卷一二八、劉基傳。

國權、洪武三年七月丙寅には、

問胡惟庸若何。(劉基)曰、此小犢、將破輶轡。

とあり、明史劉基傳とは表現が多少異なるが、胡惟庸批判の本質は同じである。

三 胡黨の獄と政治體制の轉換

胡黨の獄とは、洪武十三年正月に中書左丞相の胡惟庸が謀反を計畫し、それが未然に發覺して捕えられ殺された事件である。この事件は、明朝の草創期ながら、天下は統一され、支配も一應順調に進められているかに見えたときに、政府の最高責任者が謀反を企て、連坐して籍沒・處刑された者が一萬五千の多きを數え、またそればかりでなく二年後に靖寧伯葉昇がこれと關係あるものとして處刑され、更に十年後にも藍玉をはじめ二萬人が處刑されたなど、所謂胡藍の獄ともいわれ、洪武期における内政上の最大の事件であつた。のみならず、この事件には不明な點もあつて、これまで趙翼や谷應

泰らの史家をはじめ、わが國の學者も種々の觀點から研究し、批判してきた所である。

これらの説を要約すると、事件の要因は、第一に胡惟庸の性格にありとして、その人物論から始めている。はじめ胡惟庸は洪武帝の信任が厚く、次第に官位を進めたが、位人臣を極めるころから漸く專横になり、人事の任免をはじめ、あらゆる面で獨斷專行が多くなつた。終には諸官廳からの上奏も豫め自ら檢閲して、自分に不利なものがあれば隠して上奏しなかつた。また彼を非難したり、彼の缺點を指摘したものは、たとえ有力者であつても容赦しない。あらゆる手段を用いて抹殺を計つた。さきの劉基の毒殺もその一例である。こうして終には、明州衛の指揮林賢を日本へ遣わし、また元朝の遺臣封績を北元に送り、外力と策應して明朝をたおし、自ら君主の位につかうとした。しかし共謀者の涂節の密告にあつて失敗し、捕われて殺された。これは胡惟庸たる者、時運に乗つて專權を振つたが、所詮宰相の器でなく、失敗もまた當然であると云うのである。

胡惟庸の性格・人物が確かにこの事件に重大な役割を演じたが、それが決定的の要因であつたかどうかは疑問である。陰謀は實は行なわれず、これは洪武帝が胡惟庸を抹殺するために捏造した事件であるという説が行なわれている。現在では事件の真相を決定づける史料はない。しかし、胡惟庸がたのみにした日本や北元の事情はむしろ捏造説に傾くと思われる。成る程、北元は元朝回復を畫するし、日本は當時明朝前期の倭寇といつて、盛んに中國の東北海岸を脅やかしていたから、それぐその武力と結びついて明朝顛覆を計つたといえ、一般には妥當性もあるように思われる。しかし、この時點においては、詳しい事を述べる餘裕はないが、例えば、北元については、かつて私が論じたように、⁽²²⁾洪武十年までに大部分の者が遊牧社會に還元出來ず、また經濟的にも農耕社會への依存が絶ち切れず、明朝に降服し、あとには嗣子の脱古思帖木兒以下が僅かに北元の勢力の維持を保つても、明朝打倒を計り得る力はなかつた。また、日本についても、この頃使者を派遣して信頼し得る對象といえ、九州の懷良親王⁽²³⁾であるが、親王は洪武九年菊池武光が死んでからは苦戰をま

ぬがれず十年には大内義弘に敗れて、南朝回復のための内戦は不利で、到底中國出兵は考えられない。結局捏造説の方が有力であると私も考える。

さて捏造説の基づく第一の根據は、洪武帝の性格論である。それによれば、洪武帝は本來冷酷で殘忍性が強く、たとえば功臣といえども不都合な行爲が少しでもあれば、嚴罰に處して省みなかつた。例えば、功臣胡大海が専ら浙東地方にあつて活躍していたのに、その子供が都にあつて僅かに酒禁を犯したという理由だけで、自らこれを殺してしまつた。その外、このような例は枚舉に暇ない有様で、洪武帝の殘忍性はよく漢の高祖に比較される所である。趙翼も「其殘忍、實千古未有」とさえ評している。

しかしながら、結果的には確かに殘忍であつたが、その動機については必ずしも性格にもとづくと解さない方が良いと思われる點もある。例えば洪武十年十一月丁丑には、「宥天下罪人犯杖一百以下者」とあり、必ずしも殘忍性ばかりを持つていたわけではない。このような例はまだかなり存する。また同月甲辰には、江夏侯周德が罪を犯し、まさに獄に下されようとしたときに、洪武帝は特に之を赦した。その直後、諸將相大臣を召して諭した言葉には、

群雄割據のなかにあつて、よく大功を收め天下を統一するためには法を守る必要がある。功臣の中にも法を守らないものがあるが、彼等は愚者である。愚者は罪におちても仕方がない。²⁴

といわば王朝を創立して、天下を支配する君主の立場における政策として、犠牲者を出すのも止む得ない。従つて胡惟庸の事件を洪武帝の殘忍性からのみ捏造したとは云い難い。

最後に、捏造の根據は、專制君主體制を確立するために、すなわち政策上行なわれたとする説である。當時は王朝創立後支配が一應順調に進んでいたとはいえ、まだ完全に安定していたわけではない。なお王朝の存立をおびやかす勢力が擡頭する危険性も残されていた。このような時、君主權を確立し、支配を全くするためには、内部において少しでも君主權

確立を亂すような専横な者がおれば、功臣といえども抹殺しなければならない。胡惟庸は、この厳しい態度の犠牲になったとする説である。今日では一般にこの最後の説が有力視されている。私も特別に異論はない。

しかし、専制君主體制確立のためとは云いながら、犠牲になったのは専横をほしきままにした胡惟庸一個人であつたのではない。その根底には、私がこれまで述べて來た鳳陽體制、しかもゆがめられた鳳陽體制が存在し、その打破にあつたと考えられる。洪武帝の胡惟庸事件捏造の目的は、實にこの鳳陽體制を打破して、新しい體制を築き、政策上に大轉換を畫したところに大きな意義があると思われるので、以下において、胡惟庸事件前後の變化を中心として少し詳しく述べて見よう。

實錄を通覽してみると、劉基が胡惟庸の毒手にあつて死んだところから、政治批判が急激に多くなつて來た。例えば、洪武九年閏九月に江西南昌出身の海州學正曾秉正が上言した。實錄には千五百字にわたる上奏文が出ているが、國權は要領よく簡潔にまとめてあるので、それを引用すれば、

海州學正南昌曾秉正上言、創業與守成不同。創業之初則貴富強、用趨事赴功之人。大統既定、邦勢已固。惟患保守成業于永久爲難耳。此時當思盡革向弊。向爲應天心。何爲慰人望云云。

とある。これは一見最も平凡な政治論であるが、當時は創業の功臣が政治上の重要ポストを獨占しており、創業と守成の切り代えが明確に出來ていなかった。いわば武將を中心とした鳳陽體制が守成の事業にまで延長される事の矛盾と危険性をついたものと解される。間接的な鳳陽體制批判である。

劉基ほどではないが、曾秉正より更に直接的な批判が、浙江・寧海出身の葉伯巨によつてなされた。彼は、「當今事太過者有三。」と題して上奏をしたが、その中で、

漢世聞徒大族于山陵矣。未聞實以罪人者也。今鳳陽龍興之地、陵寢所在、率以居之。近令願入軍籍者免其罪、復官者

亦稍見原。

と述べ、鳳陽の都市造りに罪人を使役し、しかも軍籍に入ることをお願い場合には、その罪を免除するなどの處置は不公平であると論じ、婉曲に洪武帝の鳳陽偏重を批難した。彼はこの上奏の中で、その外の事についても、烈しい口調で當時の政治を痛切に批判した。談遷も、

葉居升（伯巨）論事切直、逆觀來轍、有洛陽痛哭之風。

と評している。しかも、葉伯巨の上奏文の一節に、

諸王の分封は大きな権限を與えると、漢の七國や晉の諸王の叛亂のようになるから用心しなければならぬ。^{②⑥}

と、述べた。洪武帝も諸王の分封政策は原則として、土地人民の領有支配を禁じ、世襲の地位と歲祿とを與えただけで、漢代諸王とはかなり異つた扱いをした。それ故葉伯巨の上奏は甚だ適切なものであつたにもかかわらず、「此離間吾骨肉」という理由で、獄に下して瘦死させた。なお、この上奏文は明實錄に記載がない。それは恐らく、永樂帝が太祖實錄を編纂しなおさせた時、都合の悪い部分として削除したためであらう。このような理由もあるが、政府の編纂書には、政治批判的な上奏文は、一般的に記載されず、鳳陽體制批判も具體的な形では明らかにし難い。しかし零細な史料によると、例えば、葉伯巨と同郷すなわち浙江の寧海出身の鄭士利も「言事被詰責」^{②⑦}とか、又崇信知縣藩鹵、海寧縣丞方仲容、福山縣丞徐謙、黃巖縣丞徐季清、安吉衛軍丘紱、山西分教國子生余懋^{②⑧}らも上言したが行なわれなかつたとあり、なかには時務五事について萬餘言を費して上奏したものもある。結局、正當な政治批判論を發表しても殺されたり、また胡惟庸專權時代は彼が豫め見て都合の悪いものは抹殺したりしたため、表面に現われたものは少なかつたが、前に挙げた例でも知られるように、鳳陽體制批判は、浙江中心に江西などからも、かなり烈しいものがあつたと想像される。その結果、鳳陽體制の頂點に立つ洪武帝の立場も次第に苦しくなつて來た。

しかしながら、洪武帝の内政上の障害は、單に非鳳陽分子の反鳳陽論という外面からばかりではなかつた。實は、鳳陽體制自體の内部からも種々の問題が起つて來た。

これまでは、所謂開國功臣は遠く蒙古高原にまで遠征し、勢力が分散していた。そのために同郷という結合がかえつて比較的容易に且つ堅く保たれていた。しかし、征服戦が終り、功臣が都に多數集合すると、彼らの間に政治的地位序列をめぐつて、ひそかな權力闘争が始まつた。洪武帝自身もそれは免がれない。なる程、洪武帝は既に君主の位に即いて、功臣達と明らかな格差がある筈である。しかし功臣にして見れば、洪武帝といえども、もとは一介の乞食僧で、單に同郷人・同志にすぎない。才能があつたからこそ君主になつたが、專制君主對臣下という嚴しい關係とはほど遠い。洪武初期の政治形態は、鳳陽集團の集團責任政治體制であり、洪武帝は、僅かにその集團指導體制の主席代表的地位に甘んじなければならなかつたと考えられる。實錄の洪武九年冬十月甲辰の記事に、

上諭群臣曰、書云、惟辟作福、惟辟作威、惟辟玉食。臣無有作福作威玉食。君臣之分、如天尊地卑、不可踰越。故春秋有謹始之義、詩有陵分之譏。聖人著之於經。所以禹訓天下後世者至矣。爾在廷群臣、以道事朕、當有鑑于彼、毋擅作威踰越禮分、庶幾上下相保、而身名重于不朽也。

とあり、洪武帝の群臣を諭した言葉は、一見平凡な、儒教道德を示した説諭のようであるが、その背後には、功臣をして早く同郷・同志意識を絶ち切らせ、自ら君臣の踰越出来ない境界を設定したいという切實な思いが秘められている。これに類似した治道とか儒教道德について、群臣や儒家との問答がこの二・三年急激に増加しているが、その背後には常にこの傾向が見られる。

また、洪武帝は法を厳しくし、重く罰したことは先にも觸れたように有名な事である。しかし實錄洪武十年五月戊寅朔の、

上謂侍臣曰、賞罰者國之大權、人君操賞罰之權、以御天下一於至公。故有功者、雖所憎必賞。有罪者、雖所愛必罰。賞以當功、上不爲德。罰以當罪、下不敢怨、不以小嫌而妨大政、不以私意而害至公、庶以服天下之心。

によると、賞罰を嚴にすることは天下の人心を服せしむる根本であるということと同時に、賞罰を行なう權利こそ、君主のみに與えられ特權である。という主張が強く出ているように思われる。いわば特權を出来る限り多く行使することによつて君主權は強化される。その結果、君主と功臣・重臣とは本質的に異なることを功臣達に強いた。逆にいえば、嚴しい處罰を受けたものは、洪武帝の鳳陽集團主席代表から獨裁君主への飛躍の犠牲になつたとさえ云える。

さて、この様な局面になつても、單なる說諭や演技では、ことは促進しない。そこで、具體的な方策も用いた。實錄洪武十二年夏四月乙丑の記事によると、

制内外文武官年老致仕者秩品。上諭吏部曰、錫爵報功佚老優賢國家之令典、朕思創業以來文武群臣宣力效勞與朕同休戚者、是皆天錫英賢、輔我邦國、今多年高矣。宜令致仕、還家樂其壽考以終天年。

とあり、創業以來の群臣に對する辭職勸告がなされた。もちろん、それまでに既に開國の功臣のうち幾人か、例えば、鄂國公常遇春をはじめ廖永安、張德勝、胡大海、華雲龍、廖永忠、劉基、鄧愈、顧時らは死に、自然淘汰された。しかし、征服戰が縮少され、功臣が都に集中すると、政治面の地位序列が問題になり、これまでの鳳陽體制に基づく堅い集團結合の中に、内面的な權力闘争が生じ、集團から少數指導體制へと移行し、鳳陽體制の改編が行なわれつつあつた。その權力争の最も烈しいのは、胡惟庸をめぐる功臣達であつた。功臣達のあるものは、胡惟庸の傘下に入り、黨派を構成して、胡惟庸を派閥の一實力者としたが、一方、他の實力者は胡惟庸と對抗した。その一例は先にも觸れた劉基である。胡惟庸は、政治家として學者として、彼が到底及びがたい當時の第一人者劉基を毒殺で抹殺することに成功したが、他方、戰功で第一人者である徐達とも争つた。徐達は、九度大將軍印を佩し、王世貞をして言わしめれば、

高帝之取天下、計初下建康、再與陳友諒角、實在行、而其他皆大將軍力也。²⁹

とあるように、洪武帝の天下統一も實質的には徐達によるとまでいわれ、云うまでもなく開國の功臣の第一位であつた。また、その性格も、

大將軍廉靜仁武、沈幾策勝。あるいは、天眷聖明、篤生賢輔。

と評され、立派な人物であつた。これに反して胡惟庸は全く對照的であつた。すなわち、彼が、洪武帝の傘下に入つたのは、起兵當時の至正十五年で、この點では徐達と略同じ頃であつたが、はじめは奏差から主簿に轉じ、知縣、通判、僉事など文官しかも下級の職務から昇進した。従つて、創業當時の徐達の武功とは比較にならない。しかも急激に左丞相にまで上つたについては、一つには、開國功臣として徐達につぐ二位をしめる李善長の弟、存義の子、佑に自分の娘を嫁がせ、武官との結びつきを計つたことにもよるが、政治面では、洪武帝に信任されたことでも知られるように特殊な才能をもつていたのであらう。

この胡惟庸と徐達との争の一端を實錄によつて見ると、

由是、四方奔競之徒、趨其（胡惟庸）門下、及諸武臣諛佞者、多附之、遺金帛名馬玩好、不可勝數。魏國公徐達、深嫉其姦邪、嘗從容言於上。惟庸忌之。達有闖者福壽、惟庸陰誘、致爲己用、冀得其力以達、爲福壽所發。³⁰

とあるように、胡惟庸は徐達の門番の福壽をひそかに誘つて、徐達を抹殺しようとしたらしい。その方法については具體的に明らかにし得ないが、結局失敗に終つた。しかし當然兩者の不和はその後も續いたと解される。このように、鳳陽體制の内部にも、烈しい權力鬭争が續いた。

それのみでなく、胡惟庸が洪武十年に中書左丞相に任ぜられてからは、最高責任者の地位を利用して實權を握り、自分に都合の悪いことは豫め除外したり、人事を専らにするなど、洪武帝を君主として棚上げするような事態をひきおこした。

要するに、洪武の十年頃からは、外からは鳳陽體制に對する嚴しい批判が續々とあらわれ、内においても、鳳陽體制自体に重大な危機が訪れた。従つて、胡惟庸が實際に反亂事件を起そうと、起さなかつた、何れは、洪武帝にとつては、體制の改編は避けられなかつた。

ただし、胡惟庸らを抹殺して、舊體制を完全に打ち破ることは、これまでの起兵以來の基盤を全く失うことになり、新體制が確立するまでは甚だ危険がともなう。従つて胡惟庸事件は連坐一萬五千人程度に止め、終局は藍玉の事件を待たなければならなかつた。藍玉事件による連坐三萬人を含めると、開國の功臣は事前に死亡したものを除いて、何ら明らかな理由もなく、胡惟庸・李善長・藍玉以下大部分は抹殺され、鳳陽體制も完全に破壊された。

さて、洪武帝は、胡惟庸の事件を契機にいかなる新體制を築こうとしたのであらうか。次に洪武帝の事件後の諸施策を検討して見よう。

洪武帝が事件直後着手した改革は、官制では中書省を廢止し、六部を直屬せしめ、軍制では大都督を廢し、五軍都督府を置いた。そして、六部尙書を正二品に格上げし、直ちに僕斯を吏部尙書、鄭九成を禮部尙書、劉崧を禮部侍郎、徐鐸を戸部尙書に任命した。實錄によると、この時に各人に誥を賜わつたが、その内容が記載されている。例えば吏部尙書になつた僕斯の誥は、

朕惟、國家之用人也、去取雖在於人主、銓選必由於吏部、得人則拔擢才良、甄別流品清濁臧否、不致混淆、而庶職理矣。爾斯事朕有年奉職惟謹、察其設施、誠爲允當。其以爾爲吏部尙書。爾其懋哉。

とある。また、徐鐸の誥には、

國家以戸口土田賦役稅糧之事與、夫倉廩府庫會計出入之方、一歸戸部、古之制也。非才識周徧練達時務者、安能居此任乎。爾鐸在職公勤處事通敏。今以爾爲戸部尙書。明生財道、務培邦本、使食貨充而國用足、以副朕節用愛人之意。^⑧

とあり、洪武帝が新に拔擢した官僚に大きな期待をよせていたことがうかがえる。これまでの六部尚書は、元臣とか、元末歸附、元行省掾、元樞密同知、元都事、元進士、元鄉舉、元集賢學士、元左丞、元禮部主事^②などでも知られるように、元朝の遺臣が多い。征服戦に明け暮れていた時代には、高級官僚を養成する餘裕がなく、彼らを使用したものであらう。この時代は中書省が實權を握り、尚書といえども階級も低く、行政上の實權は與えられず、僅に實務を遂行したに過ぎないようである。しかるに、今度の改革で、尚書は階級が上り君主に直屬するとともに、ある程度の實權と責任を持つことになった。

さて、新任の尚書の出身地をしらべて見ると、吏部尚書の倪斯は溧陽（江蘇）出身であり、禮部尚書の鄭九成は出身地不明^③、恐らくは鳳陽附近ではない。戸部尚書の徐鐸は豐城（江西）出身であり、翌月、即ち、洪武十三年二月一日任命された工部尚書の薛祥は廬州無爲（安徽）出身である。これまでは、政治上の實權は中書省、それも左丞相に象徵されていたが、歴代の左丞相は、李善長・徐達・汪廣洋・胡惟庸とすべて所謂開國の功臣といわれる鳳陽派に獨占されていた。しかし、今度の改革で、君主に直屬する六部尚書が、鳳陽出身者に限られず、廣い範圍で詮衡されたことは甚だ注目すべき事實である。この傾向は、新たな基盤に立つための新官僚採用にもあらわれている。洪武十三年三月乙丑には、「命群臣各舉所知」と題して、洪武帝の言葉は、

天下賢才未嘗乏也。謂臯夔稷契不復生、方叔召虎不再出。是薄天下之士。但世有升降、故才有等差耳。爲人上者、能量歲授職、則無施不可。蓋士之進退、係乎國之治否。吾以一人之智、豈足以理天下、必賴天下之賢、然後足以有爲。爾等宜體此意、各舉所知以聞。

とあり、同年五月癸卯にも、吏部に命じて各處の推舉した儒士および聰明正直な人を銓衡させた。六月には、翰林編修の吳沉の推薦によつて儒士呂愼明・湖州府學教授童冀、翰林院典籍戴安の推薦で儒士劉仲海・儒士鄒魯狂、翰林典籍吳伯宗

の推薦で儒士宋季子、監察御史葉孟芳の推薦で儒士楊樞・王興・龔文らを召したが、それぐに下した勅を見ると、洪武帝の新人採用の意欲が明らかにうかがえる。

また同じ頃、洪武帝は吏部に選官の法を實施するように命じている。これは、北平・山西・陝西・河南・四川出身の人を以て、浙江・江西・湖廣・直隸に用い、浙江・江西・湖廣・直隸出身の人を以て、北平・山東・陝西・河南・四川に用いると云うように、出身地と職場を變えて、廣く平等に民政を行なわせようとした。この結果、廣く地方の政治家を採用し、地方の利害を平等に中央の政策に反映させることが出来、同時に彼らを通して、中央の基本方針を地方に徹底させることも出来るようになった。洪武十三年の稅糧調査、十四年の賦役黃冊の作製もこのような事情のもとに順調に行なうことが出来たと思われる。

以上によつて、胡惟庸事件は洪武帝が、從來の鳳陽中心の集團指導體制を打破して、君主獨裁體制確立への移行轉換を計つたものと見る事が出来る。

しかしながら、洪武帝のこの體制轉換も、實質的には、鳳陽體制から僅かに南京を中心とした華南體制への轉換に過ぎなかつたと考えられる。それは、六部尙書の人選が華南に限られたことなどからも云えるが、當時は華北とくに河北・山西・陝西・甘肅方面は滿蒙との關係上、まだ軍政下にあり、洪武帝の華南諸政策と同一性格のものが行きわたつていたとは考えられないからである。次に當時の華北の狀態および洪武帝の華北政策について論及して見よう。

②② 拙稿、「明初の北邊について」東洋史研究十九卷二號。

②③ 明實錄および國權には、例えば洪武十二年閏五月丁未に、「日本國王良懷入貢。」とあり、また、これよりさき洪武七年六月乙未朔など、すべて日本國王良懷とあるが、懷良親王を指したものであらう。なおこの頃の日本關係に關しては、我國に多くの研究がある。

②④ 明實錄、洪武十年十一月甲辰、

江夏侯周德興有罪當下獄。上特赦之、召諸將相大臣、諭之曰、曩者豪傑並起、豈無智謀壯勇之人。然驕暴無禮、自取敗亡。朕當此時、飭身自守、推誠任人。故能成大功。天下已定。朕與卿等、共享富貴、各盡其道、而往往有犯法者何也。昔廖永忠、數犯罪屢宥不悛、又復僭侈、失人臣禮甚矣。夫智人君子既自守法、又能訓子孫爲善不至犯法。是以爵祿傳之無窮、愚者反是。夫法度者、朝廷所以治天下也。爲功臣者、

不能守法自保、使朝廷屈法保汝乃不得已、苟至再三、朝廷亦難處矣。

朕於祭祀之時、一心齋肅思欲格神、及遣汝輩奉祭、則多私利慢神、甚

非禮也。且國家除宮室外、未嘗作一臺榭以爲遊觀燕樂之所、而汝等乃

私取材木、廣營室宇。此豈守法教子孫之道乎。念汝等相從俱嘗有功、

致有爵位、故丁寧告汝。汝等毋忽朕言、善自保持。

②⑤ 國權、洪武九年閏九月庚戌。

②⑥ 同前。然天子畿內、地止千里、秦晉燕齊吳楚諸國、各盡其境、以封年少
淺事之王、都城宮室亞天子之畿、賜以甲兵衛士之盛、比于金吾緹騎。書
曰、列爵惟五、分土惟三。王亦爵也。而國都兵衛與京畿等、尙有君臣之
分乎。臣恐數世之後、間隙易起、缺望易生。漢之七國、晉之諸王、可爲

永鑒、臣所謂分封太侈之過也。

②⑦ 同前。

②⑧ 國權、洪武十八年二月己未。

③① 明實錄、洪武十三年春正月甲午。

③② 明實錄、洪武十三年春正月庚子。

③③ 國權、卷之三、部院。

③④ 鄭九成の出身地は、國朝列卿記・國權ともに不明とある。鳳陽附近ならば
明らかであろう。

③⑤ 明實錄、洪武十三年六月甲申。

四 華北政策と靖難の變

北邊においては、これより先、洪武元年明將徐達が通州を陥しいれて都北京に逼つたところで、元の順帝は部下とともに難を避け長城を越えて上都に逃れた。これに對して、洪武帝は翌二年に常遇春を派遣して上都を攻めさせた。翌三年にも、大將軍徐達・左副將軍李文忠に命じて北征させた。つづいて五年には、大將軍徐達が中央より、左副將軍李文忠が東方より、征西將軍馮勝が西方より、十五萬の兵を三道に分つて、北征した。なかでも李文忠の軍は居庸關を出て、ケルレシン河に達し、西行してトラ河からオルコン河流域まで達した。また馮勝の軍も甘州から北上してエチナ流域をとり、西して瓜州・沙州まで行き西域との交通路を確保した。

その後も、長城近邊ながら、例えば豐州・雲内地方とか遼東とか再びエチナ地方など、小規模ではあるが毎年のように兵が派遣された。^{③⑥} 蒙古高原に逃れた元朝の軍は、これらの遠征を受けて大部分は降服した。

しかしながら、胡惟庸事件のころには、洪武十一年に昭宗愛猷識理達臘が死んだのちを受けて嗣立した弟の脱古思帖木

兒がなお殘存勢力を保有していたし、滿州には蒙古帝國の功臣木華黎の遠孫にあたる納哈出が二十萬以上の軍を有して反明姿勢を取つて居り、明朝としても、これらに備えなければならなかつた。そればかりでなく、明軍の遠征にあつて降つた北元の降服者四十萬人は、その大部分が長城附近に居住を許されたが、反亂の危険が全く無いとはいえず、明軍が監視監督しなければならず、總じて、河北・山西・陝西・甘肅方面はまだ準戰時の軍制下に置かれ、華南とは性格を異にしていた。ところが、洪武二十年に滿洲に根據していた納哈出が征虜將軍馮勝の北征を受けて降り、つづいて翌二十一年には、蒙古になお北元勢力を代表していた脫古思帖木兒も降つた。この二者の降服は合計二十數萬を數えた。こうして蒙古・滿洲における舊元朝系の蒙古人勢力は殆んど明朝に降り、洪武二十三年二月甲辰の實錄記載の記事によれば、

殘胡甚少。騎者纔五千人。共家屬一萬口。

とあるように、殘存人口は約一萬に止まる有様となつた。従つて、華北は軍政支配の必要がなくなり、民政へと切りかえる轉換期が訪れた。洪武帝もこの機會をとらえて、華北政策の基本方針を打ち立てようとして、重臣に、その意見を聞いた。實錄洪武二十二年十一月己丑朔の記事によれば、

上御謹身殿、翰林院學士劉三吾侍、因論治民之道。三吾言、南北風俗不同、有可以德化、有當以威制。上曰、地有南北、民無兩心。帝王一視同仁、豈有彼此之間。汝謂南方風氣柔弱、故可以德化、北方風氣剛勁、故當以威制。然君子小人何地無之。君子懷德、小人畏威、施之各有修當、烏可槩以一言乎。三吾悚服稽首而退。

とある。この劉三吾とは、湖南茶陵の出身者で元末の反亂期には兵亂を避けて一時は廣西にあつて靖江路儒學副提舉となつていたが、明兵の南下によつて故郷の茶陵に歸つていた。しかし洪武十八年、同じ湖南で近くの衡山出身、のちに兵部尙書などを勤め、忠誠伯千石を賜つた茹瑺の推薦で召し出された。時に年七十三であつた。洪武十八年といえば、華南體制下の人材を要求していた時に應じたものであろう。學問・政治に明るく、洪武帝に重用された。のち洪武三十年に科

舉試験が行なわれた時、その最高責任者にえらばれた。しかもこの時の試験に北士の合格者がなかったため、諸生らは、三吾が南人であつて、其郷を私したと迫つた程である。^②

さて、さきの洪武帝との問答で、三吾は南北の差異を強調し、北方は威を以て、すなわち強力な軍事力を背景に法治主義的に臨むべきであると主張したのに對し、洪武帝は南北の差異を意識せずに、基本方針はこれまでの華南政策と變えないことを述べている。これは、これまでの華南政策が順調に進んで洪武帝も大いに自信を持っていたからであらう。また劉三吾の言行にも、いささか過激な所がないでもない。しかし、彼の論を無視した洪武帝の華北諸政策にも行き過ぎが生じ、破綻が来るのである。その一例は屯田政策の強化にあらわれた。洪武帝は洪武二十五年二月に、

天下の衛所の軍卒は今後七割屯種、三割城守。

という原則を發表した。ところが洪武二十六年の統計によると、衛所の數は全國で三百二十九と發表されている。一衛の人數はおよそ五千六百人であるから、軍卒の數は全國で合計百八十四萬二千四百人である。この内七割が屯田にたずさわるとすると、百二十八萬九千六百八十人。各人には一人あたり平均五十畝の田畑が支給され、年ごとに十二石の糧を納めさせるのが原則である。従つて、一年の屯田から入る収入は千五百四十七萬六千六百六十石となる。

他方、支出については、城守の軍卒には年十二石が支給される。城守の人數は五十五萬二千七百二十人であるから、計六百六十三萬二千六百四十石となる。屯田の軍卒はその半ばの六石が支給される。人數は百二十八萬九千六百八十人。計七百七十三萬八千八十石。總計千四百三十七萬七百二十石。收支合計すれば約百萬石の黒字となる。

いうまでもなく、實際にはこの數字通りには行かない。土地の生産力に差異があらうし、又洪水旱害などによる減収も豫想されるし、ひとたび戦闘が始まれば屯田事業は中斷されよう。まさに机上の計算というべきである。しかし、その方針は、あくまでもこの計算に基いて、軍隊の自給自足を計つたものである。

さて、以上の計畫は全國的規模によつてなされたものであるが、直接的には華北が目標であり、この勅令で最も被害を受けたのは華北であつた。その理由は、南京附近は首都防衛上、守城軍を削くわけには行かず、他方、華北には屯田を強化すべき條件が最も多く残されていた。

まず、屯田用の土地としては、華北が最後まで明軍に抵抗し、戦亂によつて所有者のない荒廢地が多く残つていた。

次に人的資源の面でも多くの勞働力が残されていた。がんらい明朝の屯田に従事した軍卒は、從征・歸附・謫發・採集の四種類からなり、軍戸として登録され、一般民戸とは戸籍を別にし、一般民戸より義務負擔が多く、いわば政府直屬の隸屬民的扱いを受けていた。このうちで、洪武二十五年當時、屯田用軍卒に轉用しうる勞働力としては、北元から降服した少なくとも六十萬の歸附者が残されていた。

彼らは、洪武初期一旦は元主とともに長城以北に逃れたが、一方では、彼らの祖先本來の遊牧生活に復歸ないし轉化出來ず、他方、經濟的にもこれまでの農耕社會への依存性を絶ち切れず、そのうえ、明朝が無抵抗降服者を厚遇したために、續々と降服して來た。明朝は、彼らの生活さえ保證すれば、草原での戦闘をする必要もなく北元勢力を弱めることが出来るので盛んに歸附を奨勵した。しかし、洪武二十一年までに、滿洲の納哈出や蒙古の脫古思帖木兒の勢力の大半が降服してしまふと、もはや明朝を脅やかす勢力も無く、歸附をうながす相手も厚遇する理由もなくなつた。

南京を都とした明朝にとつて、これまでの北方遠征や守備軍更に歸附者への支給は、大きな經濟的負擔であつた。北邊が安定したこの際、少なくとも歸附者に屯田事業に従事して自給自足を計らせるのは、當然のことと考えられたのであらう。

他方、歸附者は生活の資を明朝から與えられると云う條件で歸附したのであつたが、情勢が一變してその利用價值が失われたため、一舉に政府の隸屬的農業耕作者に轉用させられては甚だ不満であつたらう。彼らは定着生活に馴れていたとはいえ、元朝時代は支配階級として、専ら政治・軍事に關係していたので農業耕作の經驗はなかつた。そのうえ、二十六

年には舊降胡兵は彼らだけで集結させておくという理由で漢人と參錯させられた。二十七年には、蒙古民族の間には、父とか兄弟が死んだ場合その妻をめとる風習があつた。これは道德上好ましくないもので、曾つて大誥を著した時に禁止したが、また近ごろも行なわれているからこれを嚴重に取り締るようにせよと、洪武帝は禮部に指示した。これらは洪武帝としては、蒙古人を教化する意圖のもとに企てた政策であらうが、蒙古人にとつては、迷惑な干渉であり、壓迫であつて、不満とする所であつたろう。

結局、洪武帝の華北政策は、南京に都し華南體制の上に立てられた華北政策であつて、そこには自ら限界があり、華北在住の人々の利害を深く考慮せず、彼らの不満を招く結果となり、やがて靖難の變をひき起すことになつた。

靖難の變は、燕王（のちの永樂帝）が僅かに三護衛二萬足らずの軍で兵を擧げ、北京・大同・宣府・濟南・遼東などの南京政府直系の軍隊に取り圍まれ、やがては南京直屬の五十萬の大軍を相手にしなければならなかつたと云う惡條件下にあつたにもかかわらず、成功に導きえたのは、燕王自身の才能は云うまでもないとして、洪武帝の華北政策に不満をもつた歸附の軍隊の協力、更にその中の蒙古人の積極的な活躍によるものであつた。この點については、かつて「明初の北邊について」で、北方の立場から詳しく述べておいたから今回は靖難の變を主として南京側から考察して見よう。

靖難の變は、漢民族王朝が帝室の一族によつて武力を以て篡奪された特異な事變である。

この事變の發生原因については、第一に洪武帝が諸王を封建し、帝室の藩屏たらしめた事がかえつて燕王の反亂を導き出したと云われる。これについては前にも觸れたように、諸王は漢の諸王のように實權は與えられていなかった。洪武三十一年閏五月に、黃子澄が、

諸王に三護衛ありといえども、僅かに自らを固めるのに役立つにすぎず、萬一變あるも六師をもつて之にのぞめば支えることは出来ないであらう。

といつてゐるように、客觀的に見ても諸王の封建は、事變の直接の原因ではない。

また、實錄によれば洪武帝は死ぬ直前の洪武三十一年四月に燕王に與えた勅諭の一節に、

朕之諸子、汝獨才智克堪其任。秦晉已薨、汝實爲長。攘外安內、非汝而誰。……爾其總率諸王、相機度勢、用防邊患、又安黎民、以答上天之心、以副吾付托之意。

とあり、たとえ内心では燕王の力を危険に感じていたとしても、僅か一年足らずの内に反亂が起るなどとは想像もせず、むしろ燕王を信賴し、或は少なくとも信賴するように努めていたことがうかがえる。國權によれば、建文帝自身も、戸部左侍郎の卓敬が建文元年二月己巳に、

燕王知慮絶人、酷似先帝。北平強幹之地、金元所由興也。宜及今徙封南昌。羽翼既剪、變無從生。萬一有之、亦易控制。

と上奏したのに對し、帝は、「燕王は至親（叔父）である。そんなにしなくてもよい。」といった。當時建文帝はまだ十五歳でもあり、燕王抹殺を積極的に計つたとは考えられない。

事變の直接の原因は、結局燕王が起兵の時名目にした君側の奸臣齊泰・黃子澄の過激な言動にあつた。その一例は、洪武三十一年閏五月洪武帝が崩じ、建文帝が即位すると、洪武帝の遺詔ということで諸王の會葬を禁止した。燕王は既に北京を出發して、淮安まで達していたのに齊泰らの妨害にあつて、歸國を強いられた。七月には、周王に反亂の事があるといつて罪におとし入れ執えて歸つた。燕王が寛大な處置を請うたが、齊泰・黃子澄は、もし周王を許すならば、それは「婦人の仁」にすぎないと云つて、周王を庶人としてしまった。つづいて、湘王をせめて自焚させたほか、齊王代王岷王とつぎ／＼に廢して庶人とし、やがて燕王に迫つた。その間僅に一年にも満たない。齊泰・黃子澄が何故このような過激な行動に出たのであろうか。それを述べる前に、彼らの生いたちとか環境について觸れて見よう。

齊泰は江蘇の溧水出身。黃子澄は江西の分宜出身。ついでながら先に觸れた急先鋒の卓敬は浙江の瑞安の出身。三者とも共通する所は皆所謂華南出身者である。その上、彼らは科舉出身者でもある。

明代の科舉は、すでに洪武三年に開設の詔が出され、四年二月に會試科が開かれ、吳伯宗らが合格した。しかしその結果は、政府の期待を裏切つて人材が集まらず僅かに一回行なわれただけで、六年二月に科舉は中止された。再開の氣運は十五年に熟し、三年一行を定制とし、十七年に定式を頒布し、十八年始めて廷試が行なわれた。前記の三人は十八年と次の二十一年の合格者である。なかでも黃子澄は十八年會試第一であつた。彼は洪武帝の死直後の三十一年五月に翰林院學士にあてられ軍務に參畫したが、同じ時に齊泰も兵部侍郎から尙書に任用された。いわばこの時期に至つて始めて、洪武帝が華南體制の下に人材を育てようとした科舉が實を結び、その出身者が政界の第一線に出て來たのである。彼らが若い建文帝を守つて、天下を統治しようとした意欲こそ、華北諸王彈壓へと向かわせたと考えられる。

なお明末の學者李卓吾は、遜國名臣^{⑧7}として四傑をあげている。四傑とは、齊泰・黃子澄と練子寧・方孝孺を指す。練子寧は建文の初、吏部侍郎になり、間もなく御史大夫に拜されたが、靖難の變で捕えられ、燕王の前にひき出された。そのとき、「吾欲效周公輔成王」といいながら、自ら舌を嚙み切り、手で舌の血をさぐつて地上に、「成王安在」と大書したという徹底した反燕王的態度を保ちながら死んだ。彼も江西新淦すなわち黃子澄の近くの出身であり、彼と同じく、洪武十八年の科舉合格者で、一甲第二であり、全く黃子澄と同じ立場にあつた。

次に方孝孺は、前述の人々とは異つて科舉出身者ではない。この點では例外といえるが、學問の上では當時の第一人者であつた。燕王が出軍のため北平を出發するとき、參謀として名高い僧道衍は、

南に方孝孺と云うものが居る。學もあり、行もある。武成るの日にも必ず降るような事もあるまい。しかし天下讀書の種子が絶えるから殺してはならぬ。

と燕王に注意した。さて南京が陥り、方孝孺も捕えられた。燕王は即位の詔を彼に書かそうとしたが、彼は「燕賊篡位」と書いた。燕王は怒つて、刀で口の両側から兩耳に至るまで刳ぐらせ獄に投じておいて、三族・朋友・門下まで盡く連れて来て、一人々々孝孺に示して殺させたが、その數八百七十三人に及んだ事は有名な事實である。しかもその外に流罪になつた者は數知れずと云われ、例えば仁宗が即位した時に建文諸臣の中で殺戮を被つた者の家屬で籍があるものは悉く宥して民となし、その田土に還らしめ、又そのほか一族のもので戍邊にあてられている者は一人を残して、その餘は放還させた。それにもかかわらず、萬曆十三年三月に方孝孺の罪に坐して謫戍にあつたものの子孫を釋したところ、浙江・江西・福建・四川・廣東で凡そ千四百餘人あつたという。³⁸

さて方孝孺も最後に磔にあうのであるが、その時に、「これを以て君に殉ず、また何をか求めん」といつて死んだ。この事件は明一代の中でも特に悲壯感を以て語り盡された事實である。これまで史家は、この事實を、永樂帝が激怒のあまり僧道衍の諫も忘れて、孝孺を殺してしまつたのであらうとして、孝孺の忠節をこそ稱揚すれ、永樂帝に對しては、大きな失敗として批難した。しかしこれは南方學者のやや一方的な解釋で必ずしも當を得たものとは云えない。この際、永樂帝の立場からも理解すべきである。

方孝孺は浙江寧海出身で、幼い頃から讀書にふけり、長ずるに及んで宋濂に學び、間もなく、その門下知名士の中で最優秀者になつたと云われる。宋濂は元末明初の動亂期に劉基らと共に、よく浙江學問の傳統を傳えた人である。宋濂・劉基なきあとは、この學問の傳統を繼いだのが方孝孺であつた。従つて、孝孺の背後には浙江學派という大きな背景がともなつていた。それ故、永樂帝としても輕々しく對處することは出来ない。假りに孝孺一人を殺しても、そのあとには第二・第三の孝孺があらわれて永樂帝を酷評し、政治を妨げる可能性は充分にあつた。従つて永樂帝の立場としては、孝孺を引き入れることに成功するか、もしくは不成功の場合には、孝孺の背景もろともに徹底的に除き去らねばすまされぬ事情

が存した。まさに二者擇一で、その中間の妥協策は許されなかった。これが、君主・政治家としての永樂帝と、學者としての道衍もしくは後世の史家の立場の差異であらう。

ともあれ、靖難の變の主な原因は洪武帝の築いた華南體制にもとづく、科擧出身の新官僚群と、そのブレインになった學者との協力による過激な革新政策にあつた。

次に、南京政府軍が五十萬ないし六十萬、ときには百萬と號する程の兵力を出しながら敗れた原因についても簡単に觸れておこう。その敗因は總指揮官に象徵される。燕王は李景隆が建文元年九月に征北大將軍となり北上して來るのを知つた時に、彼について次のように評した。

兵法有五敗。景隆皆蹈之。爲將、政令不修、紀律不整、上下異心、死生離志、一也。今北平早寒。南卒裘褐不足、披冒霜雪。手足皸瘃、甚者墮指、又士無贏糧、馬無宿藁、二也。不量險易、深入趨利、三也。貪而不治、智信不足。氣盈而懷、仁勇俱無、威令不行、三軍易撓、四也。部曲喧譁、金鼓無節、好謏喜佞、專任小人、五也。^{③⑥}

この李景隆は黃子澄の推薦によるものであるが、兵法の五敗を兼ね備えていた。景隆は所謂紈袴の子弟で、戰爭の経験もなく統帥力もなかつたが、このような人物しか當時の南京政府中には存在しなかつたのであろう。それは洪武帝が、胡藍の獄で、あまりに見事に開國の功臣武將を抹殺してしまつたからである。

さて、靖難の變で南京政府を倒して、建文帝に代り、君主の位についた永樂帝はどのような政治を行ない、どのような體制を築いたかについて述べよう。

③⑤ 和田清、「東亞史研究」(蒙古篇)東洋文庫 昭和三十四年三月發行。

一、明初の蒙古經略、に詳しく述べてある。

③⑥ 明史、卷一三七 劉三吾傳。

③⑦ 李賢、續藏書、遜國名臣。

なお、李賢が齊泰・黃子澄らを名臣としたことは甚だ興味深く、且つ重要な問題を含んでいる。齊泰らが幼い建文帝を助けて明朝を強力なものにしようとしたとすれば、忠臣とも評價出來よう。しかし彼らの言動が原因となつて靖難の變が起り、結局建文帝を死に追い込んだ點を強調すれば

不忠臣である。また永樂帝から見れば、齊泰らは奸臣であり亂臣であつた。このように立場立場によつて一人の人物の評價は全く逆になる。齊泰のこの多面的な性格のうち、李賢が名臣の定義づけを採用したことは、結局甚だしい主觀に原因する。その主觀を育てたのは何かというと、彼の生いたちとか、屬する學派の影響であらう。李賢は福建省晉江縣の讀書人の家に生まれ、陽明學左派の泰州學派に屬し、明代屈指の博學者と云われる焦竑を知己とした。かなり論敵も多く、學派によつて李賢とは異つた意見を持つた者もいたが、總じて彼らは華南に基盤を持ち、華南に味方した政治家を歓迎し、華北をけなした。しかも明末の學者はこのような華南出身者に

よつて占められた。従つて明末學者の著した史書によつて、明朝政治を批判することは甚だ危険である。更に云うならば、このような片よつた學説が盛んに行なわれ、出版されたこと自體が華南の異常な政治的捲き返しを意味し、明朝支配體制の崩壞を豫測させたといえよう。

③⑧ 國權、萬曆十三年三月壬辰、

釋方孝孺等戌籍浙江七百十三人。江西三百七十一人。福建二百四十四人。四川四十一人。廣東三十四人。

③⑨ 明實錄、太宗文皇帝實錄卷之四上、九月（建文元年）戊寅。

五 永樂帝の政治とその體制

永樂帝の政治に對する最近の歴史家の評價は、おおむね次の二點に要約される。その一つは、しばしば外國遠征を行ない、輝かしい武功を立てたが、他方第二として、内治に關しては、特別に見るべきものがない、或は建文時代の改惡を是正して、太祖洪武帝の方針をよく受け繼いで明朝の基礎をかためた、と。

外國遠征については、しばらくおいて、まづ内治についての見解を検討して見よう。靖難の變が終つた建文四年七月一日に、永樂帝は大いに天地を南郊に祀り、還つて奉天殿に出御し、即位を告げると共に詔を發した。この詔は永樂帝の即位における施政の大方針を述べたものであるが、その中に、

建文以來、以祖宗成法、有更改者、仍復舊制。

とあり、同月三日には吏部が建文中に官を改めたのを復して、洪武の舊の如くしたいと請うたのに對して、永樂帝がその意見を認めたことが記されてあるし、また八月丙寅には、永樂帝の言葉として、

朕非惡盡心建文者、惡其導之壞祖法耳。

と記してある。なる程、太祖洪武帝が三十年の統治の間に築いた諸制度は、すぐれたものが多く、祖法といつて明一代の規範となつたものが少なくない。

しかしながら、建文の改悪を舊に復すとか、祖法を受け継ぐとかいうのは、多分に篡奪の悪名を恐れたための偽装と解される點も少なくない。例えば建文の政治は僅かに四九年に過ぎなく、その主體は削藩と靖難の變だけであつたと云つても過言ではない。實錄はこの點で多くの削除が行なわれたとしても、國權その他の史料で建文政治の變化と認められるものは、官制上の些細な點と民政上の蘇松地方の稅糧の著しい輕減だけである。なかで最も重要な削藩については、永樂帝即位の直後一應は全部舊に復したが、早くも永樂元年六月には、代王の三護衛を削り、ただ校尉三十人を給するに止め、その無力化をはかつたのを始として、四年八月には齊王を廢して庶人とし、十年二月には遼王の護衛および儀衛司を削り、軍校三百人を給するに止め、十二年には晉王・谷王を廢し、十五年には漢王をうつしたりして、長年月を費して巧みに諸王勢力の削減を計つた。従つて永樂帝は必ずしも建文政治の改悪を正したとは云えない。また洪武帝の政治方針を受けつぐといひながら、都を北平に遷し、軍制の改革を行ない、宦官を採用するなど、かなり大きな變化が見られるので、以下において、これらの問題を個別的に分析し、總合的に批判して見よう。

1 北京遷都の意義

北京遷都は實錄の記す永樂十八年九月丁亥の、

命行在禮部、自明年正月初一日始、正北京爲京師、不稱行在。各衙門印有行在字者、悉送印綬監、令預遣人取。南京衙門皆加南京二字。別鑄印遣人齎給。

にもとづいて、十九年春正月甲子朔の、

上以北京郊社宗廟及宮殿成、是日早躬詣太廟、奉安五廟太皇太后神主。

によつて、正式に北京遷都が行なわれた。一般には、この遷都の理由として、北京は永樂帝が燕王時代に根據した所であり、且つ北方遊牧民族の侵入を防ぐために最も適した土地であることを擧げている。今はこれらの説の當否については直接に觸れないで、永樂帝の北京政策を簡潔に順を追つてしらべて見よう。

最も早い記録は建文四年八月甲子の罪人に粟を北平に輸して自贖する基準を定めた。九月甲午には罪人で家族をともない北平で佃作を希望するものは、流罪は三年、死罪は五年で罪をゆるすことにした。同月乙未に餘丁で北平を實するものには、戸毎に鈔および牛種農具を給し、五年後から税をとることにした。永樂元年になると、正月庚辰に北平の流民で業に復する者十三萬六百餘戸に戸部で綏撫させた。實錄同月辛卯には、

禮部尙書李至剛等言、自昔帝王或起布衣、平定天下、或繇外藩入承大統、而於肇跡之地、皆有陞崇、切見北平布政司、實皇上承運興之地、宜遵太祖皇帝中都之制、立爲京都。制曰可。其以北平爲北京。

とあり、洪武帝の中都の制にならつて北平を都とすること、この際に北平を北京に改める事を定めた。これにもとづいて、都としての制度をととのえ、人事の移動を盛んに行ない北京の充實を計つた。例えば、同年五月には社稷壇祭署を設け、八月には糧四十九萬二千六百石を北京および遼東に運ばせ、十一月には陳俊に淮陽の倉粟百五十七萬六千二百石を北京に運ばせ、同月には、直隸・蘇州等十郡、浙江等九布政司の管轄下の富民をえらんで北京を實せしめた。二年二月には北京兵馬指揮司を設け、北京の治安維持をはからせ、自分の子の趙王高燾を北京の留守とした。また、二年九月から三年九月にかけて山西の太原・平陽・澤・潞・遼・沁・汾の民萬戸を徙して北京を實せしめた。

これらの施策を見ると、洪武帝が出身地鳳陽を精神的なよりどころとして中都とした、その施策に類似している。ただその規模が中都の時よりやや大きい程度である。しかるに、實錄四年閏七月壬戌に、

文武群臣洪國公丘福等請、建北京宮殿、以備巡幸。遣工部尙書宋禮詣四川、吏部右侍郎師達詣湖廣。戸部左侍郎古朴

詣江西、右副都御史劉觀詣浙江。右僉都御史仲成詣山西、督軍民採木、人月給米五斗鈔三錠。命泰寧侯陳珪・北京刑部侍郎張思恭、督軍民匠磚瓦造。人月給米五斗。命工部徵天下諸色匠作、在京諸衛及河南山東陝西山西都司・中都留守司・直隸各衛、選軍士。河南山東陝西山西等布政司・直隸鳳陽淮安揚州廬州安慶徐州和州、選民丁、期明年五月、俱赴北京聽役率半年更代、人月給米五斗、其徵發軍民之處一應差役及開辦銀課等項、悉令停止。

とあるように、この宮殿造營計畫は四川・湖廣・江西・浙江・山西など全國的な規模のもとに資材を集め、技術者・人夫も用意した。名目は巡幸に備えるためといいながら、恐らくこの時に、永樂帝は北京を單なる精神的な都から政治的な都に轉換させる意志をかためたものと推測される。永樂帝は、燕王時代から元朝の宮殿を殆んどそのまま使用していたが、新宮殿は、その一里ばかり東に新に作られたが、實に十三年あまりを費して永樂十八年に完成した。實錄永樂十八年十一月戊辰の詔勅の中に、

今已告成。選永樂十九年正月朔旦、御奉天殿。

とあり、宮殿の完成をまつて遷都と定めた。従つて、遷都が遅れた直接の原因は宮殿にあつたが、單にそれだけではない。永樂帝の初期の政治を見ると、一方では北京を中心として華北の充實をはかると共に、他方では、靖難の變の後始末に多くを費す必要があつた。事實、變後なお反亂のおそれあるものを捕えて殺し、所謂壬午殉難と稱せられる程、かなり厳しい態度で南京政府側の人々を罰したが、「朕は心を建文に盡した者を惡むにはあらず」と宣言した通り、處罰を一部の者に限らざるをえず、徹底的に行なうことは出来なかつた。従つて永樂帝をにくむ者もまだ多く残つていた。のみならず、永樂帝は本來北方に居て華南に詳しくなく、華南政策に意を用いねばならなかつた。華南に對する或る程度の見通しを得るまでは北にひき上げられなかつた。また北京に都をうつすためには、江蘇熟すれば天下足ると云われた江南の富に依存しなければならぬが、その富を運ぶ交通路はまだ整備されていなかつた。この點については、永樂九年六月の會通河の開鑿

を始めとして、十三年五月の清江浦の開鑿など、運河による漕運體系の完成をまつまでは容易に移動出来なかつた。この外、首都の移動には、かなりの面にわたる総合的な施策が必要であつた。永樂帝はそれを周到な準備のもとに着々と行なつていたために遅れた。逆にいえば、それだけの時間をかけたからこそ明朝の首都として、ゆるぎない基礎が出来たともいえる。もちろん、その間すべて南京に止つていたわけではなく、永樂七年には北巡と稱して永く北京に滞在したし、その後も例えば十一年、十二年、十五年などに時には一年間以上も滞在して、北京の充實をはかると共に、北京南京間の調整に努めた。

このように遷都には、困難な問題が多いにもかかわらず、永樂帝が敢てこれを行なつたのは、先に述べた北京が曾ての根據地であつたからとか、北虜にそなえるのに地理的に良い地點であるとかと云う單純な理由によるものではなからう。私はその背後にもつと本質的な理由が存すると考える。

一般に、湖廣實れば天下足るとか、江浙實れば天下足るとか、蘇松熟すれば天下足るなど時代によつて多少實質も表現も異なるが、華南は土地の生産力が高く、技術・勞働力を投入すれば農業生産は他の地域と比較にならない程多くなる。この農業生産物を加工する工業とか、それを賣りさばく商業も發達し、經濟的には中國内での先進地域といわれる。明初では、蘇松地方が最も進んだ地域であつたことは、多くの學者によつて實證されているし、又その富を背景にして、學問・藝術などの文化も榮えた。^④

他方、華北とくに長城附近は、絶えず蒙古民族・滿洲民族などの武力侵入が行なわれる地域であり、彼らが占領支配する場合には強大な軍事力が華北に集中される。また逆にかれらの侵入を防禦する場合にも強大な軍事力を常置させておかなければならぬ。山西は古來名將が多く出たことで有名なもの^⑤、このような軍事的な地理的條件から生じたことであろう。また、明代も中期になると、蒙古民族の度重なる侵入に悩まされ、政府は出来るだけの手段を盡して、軍の強化策をはか

つたが、成果があがらないので、數回にわたつて、南方軍と北方軍の入れかえを試みたことがある。その結果の一例をあげると、實錄成化二年夏四月乙酉に、

巡撫山西右僉都御史李侃奏、臣嘗讀唐陸贄論、守邊事宜、有曰、窮邊之地、千里蕭條、寒風裂膚、驚沙慘目、地惡人勤、于斯爲甚、自非生于其域、習于其風、幼而覩焉、長而安焉、罕能寧其居而狎其敵也。以今觀之、西北沿邊之境、俱與胡虜相逢、所謂地惡人勤、于斯爲甚者也。其大同宣府及邊城之戍、有係西北土兵者、不畏寒風之裂膚、不憚驚沙之慘目、賊至不驚、臨陣不怯、而虜知土兵、亦畏避之。是所謂生其域、習其風、寧其居、而狎其敵者也。今南方之人來補西北軍伍者、怯于風寒、懼于虜寇、惟遁欲逃、而西北之人往補南方軍伍者、亦不禁遐荒、不習水土、亦復逃回、彼此之間、俱不得用。今欲以山西土人當補南方各衛軍伍者、就令補山西邊衛、南方之人當補山西各衛軍伍者、就移補南方各衛、庶乎兩便、而各得其所。如此、則西北皆土兵、而虜寇不足慮矣。事下兵部覆奏、宜令侃與鎮守巡按三司等官詳議、先須檢閱今年南方各衛發冊所取山西軍丁幾何、山西各衛發冊所取南方軍丁幾何、若數目相敵堪以兩易、具實奏聞裁處。若山西應補南方軍少、南方應補山西軍多、不宜以衆易寡、自減原額軍數則、各依發冊取補、仍如舊例。詔可。

とあるように、南北兵を交換した所、兩方とも効果があがらないから、以前の狀態にかえすという結論である。勿論この場合は、兩方とも不便というのは政策失敗を幾分でも糊塗しようとする方便で、あくまでも北邊防衛に南方軍をあてたら、かえつて弱かつたので、急遽もとにもどしたのである。このように明代では、北軍、南兵の表現のもとに、南北論が行なわれるが常に南兵は北軍より弱體であつた。軍事面では、經濟面とは逆に、地域差が存した。首都はこのような地域の特徴とか格差を充分に考慮して決定されるべきものである。逆にいえば、首都を何處に定めるかによつて、支配者の政治方針とか政策は異なってくる。例えば南京に都を置くと、政治經濟文化の中心が一點に集中し得るという長所は存する。しかし他方、政治體制はどうしても華南中心となり、はるか北邊の防衛軍のために多額の經濟的負擔を受けるのは忍びない。

勢い自給自足體制を強要し、華北を壓迫することになる。この自給自足體制は同時に軍事力の低下を意味し、次には北方民族からの脅威を受ける。北方からの脅威を除こうとすれば、軍事面での経済的負擔が増大するばかりでなく、なによりも強大な軍事力の統帥權が中央から分離する危険がある。南京に都すれば、このような矛盾を内包することになる。

また、北京に都すれば、軍事的統帥權は掌握出来るが、その軍事力を支え、更に官僚を養う龐大な経済的負擔を如何にして華南から徴收し、如何にして華北まで運搬するかなどの短所がある。その短所を補うのが北京に都した場合の基本的な政治方針でなければならない。このように首都の決定は政府の基本方針、ひいては政治體制にも影響を及ぼす重大な問題である。このことは洪武帝が南京を明朝の首都と定めた時に、多くの議論が出たことから明らかである。従つて、永樂帝が首都を南京から北京に遷すことは政治上の大問題であり、永樂帝は洪武帝の政治方針を受けつぐと宣言したからには、本來許さるべき事ではない。しかるに永樂帝は遷都を非常に巧妙に進め、反對者に抵抗の緒を與えなかつた。このため後世の歴史家は、その方法に迷わされて、遷都を政治上の重要問題と考えるに至らなかつたようである。

永樂帝は、まず北京を中都の如く見せ、續いては巡幸に備えるためと稱し、結局公に遷都を宣言したのは永樂十八年になつてからである。また一方では、先にも觸れたように、方孝孺を中心とした批判精神の旺盛な浙江學派を靖難の變で彈壓し、そのうえ、残る學者には、永樂元年七月一日に、二萬二千八百七十七卷にのぼつた永樂大典の編纂を命じ、その外四書大全・五經大全・性理大全などを編纂させ、多くの學者を動員し、その生活を保證すると共に、龐大な仕事に精力を集中させ、學者に政治を批判する餘裕を與えなかつた爲でもあろうか、恐らく華南人には不満も持つ者が多かつたと思われるにも拘らず、表面的には史料に遷都批判は出ていない。ただ數少ない例外として、北京に遷都して四カ月後、新築の奉天・華蓋・謹身の三殿が火災にあつて焼けたときに批判が出た。とくに主事の蕭儀が遷都は不便なりと訴えたが、これに對して永樂帝は、直ちに磔刑に處した。このために公に反對意見を述べる者も少なかつた。^④

さて、永樂帝はこれまでに述べて来たように、巧みに遷都という政治的大改革を行なったが、果して北京は南京より首都として優つてゐるであらうか。先には一例として、主として内政上の問題を取り上げたが、對外關係上北京が理想的首都と云えるであらうか。永樂帝の遷都の理由は、一般には北方防衛に適しているからと云われている。しかし對外問題は外民族の勢力と相對的に云えるのであつて、永樂時代は北方民族が弱體であつた。その後北方民族の情勢の變化によつて、形勢は必ずしも望ましいものではなくなつた。例えば、オイラートのエセンに攻められた土木の變^④（正統十四年）やタタールのアルタン・カンに首都を包圍された庚戌の變（嘉靖二十九年）は、その代表的なものである。このような時には、必ず南遷論が出て、首都の位置が問題になつた。その一例をあげれば、國權正統十四年八月癸亥に、

時京師戒嚴。羸馬疲卒、不滿十萬。人心洶洶、群臣聚哭于朝、議戰議守、未決。翰林侍講徐理、曉天文、好談兵、倡南遷。禮部尙書胡濙曰、文皇定鼎于此、示子孫不拔也、而尙可遷。刑部侍郎江淵曰、當固守。兵部侍郎于謙曰、言遷者可斬也。召勤王兵死守之。陳循曰、于侍郎言是。衆皆是。皇太后禁中疑懼、問太監李永昌。對曰、是也。陵廟宮闕

在此。倉廩府庫百官萬姓在此。南遷大事去矣。且陛下不聞宋靖康乎。因述靖康事。皇太后悟。自是、中外始有固志。

と、ある。これは英宗が捕虜になつた時で、于謙の「南遷を主張する者は、斬るべし」という強硬論で結論を得たが、それまでには、首都の位置をめぐる多くの議論が出た。そのうゑ、僅か二カ月後の同年十月、エセン軍が都を包圍した時にも、再び問題になり、「朝議如沸」^⑤と表現された程である。

このように、北京を首都としても、南京を首都としても、各々一長一短があり、俄かにはその優劣を決しがたい。しかしながら、歴史的にこれを考察すると、南京およびその附近に都して、華南を中心とした場合は、そこには自ら限界があつて、古くは孫權の吳國をはじめ、南朝諸國、近くは南宋などいずれも分割された一地方政權に終つてゐる。

これに反して、北京およびその附近に都して、華北を中心とした場合は、條件は多少異つてゐるが、概して中國統一體

制を保つことが出来た。例えば、先の國權正統十四年八月癸亥の史料のうち、李永昌の言葉として、「南遷大事去矣。且陛下不聞宋靖康乎。」とあり、更に「因述靖康事、皇太后悟」とある。このうち、南遷大事去矣の大事とは明朝の政治支配権を指すもので、もし都を南へ遷せば明朝の中國全土支配はもはや終りましよう、という意味である。宋の徽宗欽宗が金軍に捕えられ、南遷したために、宋はもはや南宋に終つて、華北を回復することが出来なかつた。この觀點からすれば、中國統一王朝を目指す限りにおいては、北京は南京より優れていると云うべきである。洪武帝が南京に都し、永樂帝が北京に遷都した差異もまた、華南體制から統一體制への飛躍轉換と見れば、北京遷都の理由も自ら單なる燕王時代の根據地とか、北邊防衛に適しているなどの理由とは異つて來るし、遷都は重大な政策轉換として意義付けるべきであろう。ただし、永樂帝が果して、このような目的を以て遷都を決行したか否かについては、なお遷都に基づく關聯政策を検討して見る必要がある。

2 軍事およびその他の改革

永樂帝はその軍事力で靖難の變を勝ち取つたが、變後即位してからも絶えず軍事力の強化に努めた。まず變直後の建文四年七月には、

遣給事中、閱天下逃軍、補伍。

とあり、國內全般にわたり、靖難の變による逃軍の掌握を行なつた。八月には、右軍都督の何福を征虜前將軍總兵官として、陝西・寧夏地方に行かせ、右軍都督同知の韓觀を江西に行き練兵させ、併せて廣東・福建・湖廣の軍の掌握を行なわせた。靖難の變の時には、北京南京間が主たる戦場で、遠隔の地は統帥權が行きとどいていなかった爲であろう。十月には、先に派遣された寧夏總兵官何福の上奏に従つて、寧夏地方でなお屯田に従事している韃靼軍のうち驍勇な者は其租を免じて軍事訓練を施すことにした^④。これは明朝に歸附した蒙古人が洪武の末、屯田を強いられ、靖難の變には燕王軍に協力したが、

寧夏は西に偏していたため、當時戰闘に参加しないまま屯田要員として残されていた者を改めたのである。なお、これと關聯を持つことであり、また永樂帝の改革の最も著しい點は、實錄永樂二年四月甲午の、

更定天下衛所屯田守城軍士。視其地之夷險要僻、以量人之屯守爲多寡。臨邊而險要者、則守多於屯。在內而夷僻者、則屯多於守。地雖險要、而輸難至者、屯亦多於守。

である。このうち臨邊而險要者とは、いうまでもなく北邊および西北邊をさす。この方面に對して、屯田より守城を多くすると更定したが、さきの洪武二十五年の、「令天下衛卒以十之七屯種、其三城守」が北邊の屯田化を計つたのに對して、改革を行なつたことを意味する。勿論、洪武末年屯田兵化させられた北元の舊軍人、とくに蒙古人らの靖難の變における戰闘員化を擴大恒久化するための施策である。これに對して、「在內而夷僻者」とは、洪武時代南京防衛軍をはじめ華南首都圈に確保されていた戰闘員を、逆に永樂帝が屯田要員化したことを意味する。まさに對照的で、これは永樂帝が南京から北京へ遷都して體制を轉化したことと相應ずる處置である。この際、屯種と守城との比率が明らかにされていないが、城守がやや増加したと思われる。ただし増加したとしても精々五對五ないし六對四ぐらいであろう。というのは、永樂時代は軍備を擴大して、或る時期には二百八十萬とも云われるが、假りに二百萬として二割を屯種から守城に切り變えたすると、切り變えられた者の數は四十萬となる。収入は一人十二石減少し、支出は六石増加することになり、一人について十八石の負擔増加である。四十萬とすると、七百二十萬石不足することになる。これは厖大な數量である。そのうえこれが穀倉地帶の南京附近ならば、まだ可能であるが、七百二十萬石を徵發して、邊境まで運搬するとなれば殆んど不可能である。従つて數量においても運搬距離においても限界があつた。永樂帝が「地雖險要而運輸難至者屯亦多于守」としたのはこの事情を察した甚だ實際的な處置でやむを得なかつた所であらう。

また永樂帝の軍事改革として、京軍の改編を行なつたが、これは中央軍の充實をはかつたものとして注目される。所謂

京軍の三大營、すなわち五軍・三千・神機の制度は永樂帝の時になって確立した。ただし五軍の組織は洪武帝の時代に設けられたが、その數は四十八衛に過ぎなかつた。永樂帝はこれを七十二衛に増加した。また三千營は蒙古人を主とした精銳軍、神機營は交趾から傳えられた火器を中心とする最新器械化部隊であり、何れもその後に大活躍した部隊である。この外、騎馬部隊に重點を置く永樂帝は、馬政の徹底的改革も行なつた。こうして後世、

永樂帝は都を北京に遷し、天下の精兵を京師にあつめた。⁴⁷⁾

とまで云わせたように、軍事力の北京集中強化を計つた。

これらの永樂帝の軍事に對する施策は、一見制度的には洪武帝のそれを繼承しているように見えるが、運用の面では對照的とさえいえる。

さて、永樂帝は北邊で軍事強化を計つたが、これを支える財源を確保しなければ、軍備強化策も畫餅に歸する恐れがある。財源は云うまでもなく華南とくに江南にある。次に靖難變後の江南政策について述べよう。

これより先、洪武帝は天下統一のころ張士誠政權の抵抗を罰する意味で、蘇松を中心とする江南一帯にかなり苛酷な税糧を取り立てたが、華南政策遂行上、都に近いこの地方を自己の基盤とするために、次第に保護政策に切りかえ、税糧も軽くしていった。建文帝の時には、新華南體制のもとに極端に減税が行なわれた。例えば、洪武初期には畝ごとに二・三石の税糧のものが次第に減少して、建文帝の時には、僅かに一斗を過ぐるを得ずとなつた。⁴⁸⁾

しかるに永樂帝が位につくと、再び重税を課して、輕減しなかつた。永樂一代を過ぎて、洪濶を経て、宣德時代に廣西布政使の周幹が蘇常嘉湖の諸府を巡視して、

諸府の民は多く逃亡す、之を耆老に問えば、重賦のいたす所なり。

と報告し、江南巡撫周忱や蘇州知府況鍾が江南において減税をはじめ民政改革を行なつたことは明史食貨志を始め諸史料

にも見え、わが國にも多くの研究がある。このうち、永樂帝が江南に科罰的態度で臨んだことは、國權の建文四年五月壬寅に、靖難の變末期南京が危くなつた時に、勤王の士が續々あらわれ、建文帝は時の蘇州知府の姚善に命じて、蘇松常鎮嘉興の義兵を兼督せしめた。彼はこれらの義兵を率いて、永樂帝の軍に抵抗したが、北方軍の遊騎にあつて結局敗れ去つた事實が示されている。この例からも、永樂帝が報復の意味で重税を課したであろうことが推測される。しかしながら永樂帝の場合は、單に報復的な意味だけで重税を課したのではない。重税を課するには、課するだけの政策も同時に施している。

その一例を挙げると、永樂元年に名臣の戸部尙書夏原吉の上奏に従つて、蘇松地方を含む浙西一帯に治水事業を行なわせた。元來、中國第一の米作地帯といわれる江南地帯は揚子江の下流域に位置し、低濕地帯であつて水の問題に悩まされ、水によつてその收穫が甚だしく増減される。例えば太湖附近に例をとると、毎年三月から六月までの間が雨期にあたる。天目山一帯を始め周圍の高地に降つた雨が忽ち太湖に流入する。その水は太湖の東南隅から狭い凹地を通つて揚子江に流出するのであるが、下流の揚子江の水位は殆んど海面と變らない。高潮の時には、揚子江の水位を上廻り、海水を含んだ水が太湖に逆流して走る。河道は淤塞しがちになり、太湖の水は溢水状態になる。特に海水の流入溢水は農作物に大きな被害をもたらす。このために殊更堰を作つて海水の流入を防ぎ、他方湖中の惡水を排出させるために圩を作つて水を壓縮して水位を高め排出を計らなければならない。そればかりでなく閘門を設置して、年間一定の水位を保たせる必要もある。このように排水・灌漑・舟運など古くからこの地方の治水事業は重要な問題であつた。⁴⁹ 建文・永樂の交替期には蘇松嘉湖地方は、この種の水患に悩まされていた。しかるに夏原吉の上奏によつて工事が始められた。⁵⁰ 彼は十萬人を使役して日夜工事に勵み、二年九月に工事を終えたために、蘇松は「農田大利」となつた。それにもかかわらず、三年には再び小患にあつて饑えたが、田租三百三十七萬九千七百石有奇を免除した。⁵¹ 逆に粟三十萬石を發し、牛種を給して回復をはかつた。

また、四年九月戊辰にも蘇常松杭湖嘉を賑して流民十二萬二千九百戸有奇を業に復せしめた。

このように單に報復的手段に出ただけでなく、保護すべきは保護し、一應增收の手段を盡して増税をはかったので甚だ積極策を取つたと言いうる。

それにしても、永樂時代の江南は、北征や北京遷都によつて、税糧は増加され、輸送距離の飛躍的延長にともない運輸勞働が課せられ、更に耗米などの現物支出の激増にあつて、毎畝あたりの實質負擔が引きあげられたばかりでなく、雜役勞働も増加し、このため農業經營の再生産構造にも大きくひびが入つたとさえ云われる^{⑤②}。このようにまで江南の經濟力を活用し且つ無力化させた事こそ、永樂帝の企てた華南政策の目標であつた、と私は考える。これには間接的ながら北征が大きな役割を果たし、北征は北征なりに永樂帝の事業として最も有名な業績と云われているので、次にこの點について詳しく述べよう。

④① 星斌夫、「明代漕運の研究」、日本學術振興會、昭和三十八年。

吳翥華、「明代海運及運河の研究」、中央研究院歷史語言研究所、專刊之四十三、臺北、一九六一年。を参照されたい。

④② 宮崎市定、「明代蘇松地方の士大夫と民衆」、史林、三七卷三號など。

④③ 國權、建文元年九月丁卯。

④④ 國權、永樂十九年四月甲辰。

④⑤ 拙稿、「土木の變前後」、東洋史研究、一一卷三號。

④⑥ 國權、正統十四年十月癸丑。

上召文武大臣議禦虜。(中略)時虜聲言還蹕。朝議如沸。多主款。兵部尙書于謙獨抗言曰、社稷爲重、君爲輕、戒邊毋中計。翰林侍講徐理好言天象入對。言紫微中宮皆有變、宜反南都。太監金英叱之。諸臣相軋未定、多遣其私重歸。謙慟哭廷諍曰、京師天下本、宗廟社稷山陵寧此。百官萬姓裕藏廩庾萃此。此而不守、去欲安之。今日足一動、明日大事

去矣。

④⑦ 明實錄、三十五年(建文四年)冬十月壬申。

④⑧ 明實錄、弘治十一年八月辛巳。

兵部奏、太宗文皇帝、遷都北平、聚天下精兵於京師。太宗については結語を参照。

④⑨ 明史、卷七八、食貨二、

建文二年、詔曰、江浙賦獨重、而蘇松準私租起科、特以懲一時頑民。豈可爲定則、以重困一方。宜悉與減免、畝不得過一斗。成祖盡革建文政。

④⑩ 米田賢次郎、「水利における二・三の問題について」、東方學報京都二十二冊。

④⑪ 明實錄、永樂二年九月戊辰、
初戸部尙書夏原吉言、蘇松水患莫甚如太湖洩、太湖水莫急於疏下流。

今各處舊洩水港浦開、有淺狹淤塞者、請及時疏浚、從之。至是、浚蘇州千激浦致和塘安享顧浦陸皎浦尤涇黃涇共二萬九千一百二十丈、浚松江大黃浦赤鴈浦范家濱共萬二千丈而下流疏通矣。

⑤① 國權、永樂三年九月丁酉。
⑤② 森正夫、「明初江南の官田について」、東洋史研究十九卷三・四號。

六 親征と政治體制の確立

永樂帝の時代における北方遠征としては、永樂七年に淇國公丘福を征虜大將軍として派遣したものがある。しかし、八年・十二年・二十年・二十一年・二十二年の五回は永樂帝自ら軍隊を率いて遠征したので、永樂朝の北征としては、親征を中心にして述べて行く。この親征は漢人君主として、その例を見ないばかりでなく、北方民族出身者で中國王朝の君主となつた者の親征を調べて見ても、僅かに魏の太武帝と清の聖祖を數えるだけである。従つて北方遠征史上最も特異な存在であるばかりでなく、明人は之を誇稱して永樂帝の「五出(沙漠)・三犁(虜庭)」と嘆美したように、親征が五回にわたつたことは中國史上その比を見ない偉業とされ、この遠征の結果、漢民族王朝が常に悩まされた北邊からの憂を除くことが出来たと評されるものである。この點については、古くはすでに那珂通世博士が着目され、和田清博士も詳しい研究を行なつてゐる。

1 親征の規模

さて、私が本稿で改めて述べようとすることは、和田博士のように、永樂帝が何處を通つて何處まで達したかという歴史地理的な研究とか、何處で誰と誰が戦つたという戦闘の詳しい研究でもない。親征が永樂帝の政治の上で如何なる意味をもつたか、或は、中國・滿蒙を含めた東アジア史上如何なる役割を果たしたかと云う點にあるが、順序としてまず親征の規模とか性格、效果について分析して見よう。

(1) 親征の兵力

遠征の規模については、他の北方遠征と比較する方法が便利で且つ理解を助けられると思われる。特に洪武帝時代の北方遠征は種々の面で永樂帝の親征と對照的であるから、洪武期の北征を例にとる。洪武の北征は、大別して洪武三年・五年・二十年および二十一年・二十三年以後の四回に分けることが出来る。洪武時代の兵力は、第一回は不明、第二回は十五萬、第三回は二十年が二十萬、二十一年が十五萬。第四回は不明。なお、永樂七年丘福の北征の時は十萬であつた。以上を見ると、明らかなものの最高は二十萬で最低は十萬であり、戰鬪規模から總合的に見ると、不明なものはこの中間に當ると推定される。

これに對して、永樂帝の親征は、第一回が五十萬、第二回も五十萬、第三回は不明であるが、實錄二十年二月乙巳の記事によれば、後方の食糧輸送部隊だけでも、驢三十四萬頭、車十一萬七千五百七十三輛、挽車の民丁は二十三萬五千一百四十六人、運糧およそ三十七萬石とあり、この面では、第一・二回に比して勝るとも劣らぬ兵力であつたことが推測される。第四回はやや減少して三十萬であつた。これは第三回と同じ方向の同じ敵に對する遠征で、しかも昨年にひきつづき行なわれた爲に減少したものであらう。第五回は不明であるが、第四回と同じ敵に對している點、その規模からも、ほぼ同數と推測される。以上を見ると、親征は凡そ五十萬から三十萬の兵力を使用したといえる。この結果、親征は一般の北征に比して、兵力において約二倍半を要した。

なお豫め此等の數字について注釋を加えておくならば、まず遠征軍の五十萬という數字については、勿論それがそのまま直接戰鬪に参加した數字と見ることは出来ない。史料によると、直接戰鬪に参加した者は、數字の示されているものでも多くて數萬に過ぎない。戰鬪要員は、幾隊かに分かれて進む場合があるから、必ずしも數萬に限らないが、あまり多くはない。その外の兵力は間接的なものである。この内、大部分をしめると思われるのは糧食兵器などの運搬部隊である。糧食のうち肉類は現地で遊牧民族所有の家畜を捕獲して當てることが出来るが、穀類は蒙古草原では得られないため中國

内地から運搬しなければならない。長期にわたる遠征では一回に止まらないであろうが、永樂八年の場合は糧二十萬石、二十年の場合は三十七萬石の數字が出ている。この二十年の場合は、先にも一部觸れたが、最も詳しく記されている。それによると、前後二回に分け、總督官以下の官職名や人數も出ている。輸送の護衛だけでも馬軍一千、歩軍五千とあり、また挽車の民丁二十三萬五千餘人といえ、五十萬のほぼ半數に當るが、恐らくこの民丁なども總數に含まれていると解される。この數字から計算すれば、八年の二十萬石には十三萬人位を要したであろう。十二年の場合は運糧の民丁十五萬とある。また八年の親征の糧食補給には、十日程を過ぎれば一城を築き、再び十日程を過ぎれば一城を築いて、城ごとに糧を斟酌して軍を留めて守らしめたとあり、運搬中の護衛はもとより、糧食貯藏地の守備にまで兵力を必要とした。このようなことは八年の場合だけでなく各遠征に行なわれたであろう。そしてこの糧食貯藏のための軍も總數に含まれたと見るべきである。また八年の親征軍の編成を見ると、その參加した兵力は、例えば南京各衛等二十五衛步騎三萬とか、陝西屬衛等步騎萬九千のように步騎とある。しかしながら遊牧民族との戦闘であれば、直接戦闘に參加する者は殆んど騎兵である。従つてこの歩は恐らく戦闘までの騎兵を助ける歩兵に相違ない。これらも總數に含まれる。五十萬の大軍といつても實戰に參加する兵力は、かなり限られる。遊牧地帯への遠征は、このような點に甚だ負擔の大きい不利な遠征を強いられる。ともあれ、五十萬の大軍の遠征はまさに壯觀であつたと想像される。

(2) 親 征 期 間

遠征の日數は長城以北の草原・沙漠地帯を中心として、北京から計算して見ると、洪武の第一回は、まだ長城以南に元朝の殘敵が居て、以北については僅かに應昌まで行つただけで短期間であつた。第二回は、中央本隊は鷹門を出ると、間もなく敗れて長城以南に引き返した。また征西將軍馮勝の一軍は、蘭州から涼州に出て甘州に至り、北上してエチナに行き、更に瓜州・沙州に至つたが、これも大半は長城内および所謂オアシス廻廊地帯であつて、永樂帝の親征とは性格が異

なる。ただ左副將軍李文忠の一軍は、ケルレン河からトラ河、更にオルコン河に達し、この間二月から六月までの約五カ月を費している。第三回は馮勝が二十萬を率いて北上したが、熱河方面から滿洲に出たもの。二十一年の場合は、熱河から捕魚兒海に至つたもので、三月から七月までの四カ月であるが、草原・沙漠地帯における行軍はその半ばにも満たない。第四回は燕王（永樂帝）が古北口から上都・應昌・口溫を過ぎて外蒙の迤都山に至つたもので、三月二日出發したことは明らかであるが、何時歸還したかは明らかでない。ただ閏四月二日付の詔で、一部の軍隊を上都に残し、本隊は歸還すべしとあるので實質約三カ月と見ることが出来る。

これに對して、永樂帝の親征は、いずれも宣府・獨石から長城を越え、直ちに草原沙漠地帯に向つたもので、その日數は、第一回がケルレン河からオノン河に至り、東進して呼倫泊を通つて獨石口から歸つたが、この間、北京出發が二月十日で、歸還が七月十七日、約五ヶ月餘であつた。第二回はケルレン河からトラ河上流に達したもので、三月十七日出發し、八月一日に歸還した。約四ヶ月半であつた。第三回は、呼倫泊から、その北の殺胡原に達したが、三月二十一日出發し、九月八日に歸還した。約五ヶ月半の遠征であつた。第四回は、規模が小さく、七月二十四日に出發し、十一月七日に歸還した。主として獨石・宣府などから長城を越えたが、僅かな距離であつた。約三ヶ月半である。第五回は四月四日に出發し、獨石・開平から直ちに興安嶺の西を進んで、ハルハ河の支流の答蘭納木兒河畔に至つたが、ひきかえし、途中の榆木川で七月十八日に永樂帝は死亡した。この間約三ヶ月半である。

以上を見ると、永樂帝の親征は概して夏を中心として、平均四ヶ月餘を費した大規模なものであることが知られる。これを洪武時代の遠征と比較すれば、僅かに第二回のうちの左副將軍李文忠の北征が匹敵するに過ぎず、他は到底親征に及ばない。

このように親征が長期にわたり大軍を動かし得たことは、永樂帝が燕王時代から北方に關する深い知識と豊かな經驗を

持つていたばかりでなく、本來的に永樂帝は軍隊指揮に長じていたことと、部下に北方に習熟していた人々例えば來歸來降の蒙古人などがかなり多く居たためであり、更に糧食の補給が比較的容易に出來たためなどであろう。ともあれ、このような歴大な數字を見れば、永樂帝の親征が如何に壯觀なものであつたかを知ることが出來て、永樂帝の三犁・五出と嘆美するのもまた當然である。

2 親征の効果と目的

親征は、これだけ大きな兵力を動員し、歴大な經濟的負擔をおかし、蒙古高原奥深く遠征しても、それに應じて大きな戰果を収めるとか、後世に良い影響を及ぼして始めて、偉業として嘆美出來るのであつて、もし期待通りのよい結果を得られなければ、まさに愚行といえよう。従つて親征の結果については詳しく検討する必要がある。

一般的にいつて、戰鬪は勝つた場合には誇張され、負けた場合は隱蔽される傾向がある。それ故、戰爭には兩者の記錄を参照して始めて眞相を知ることが出来る。しかし、當時の蒙古側資料は全くといつて良い程、明らかでない。従つて、僅かに明朝の一方的史料による外はない。その一方的史料によつてさえ、親征の戰果は具體的な數字の示す範圍においては極めて少ないのである。例えば第一回の親征では、小戰鬪が二回行なわれたが、捕虜は百餘人とか數十人程度である。⁵⁵ 第二回は、ケルレン・トラ兩河分水嶺で激戰が行なわれ、人馬の死傷するもの算なしと記されているが、明軍は苦戰の末、新銳の火器によつて辛うじて勝つた。これは恐らく明朝との接觸交渉の日の浅いオイラトが、はじめて明軍と會戰したので、明軍の火器の威力を知らなかつたことに起因する。この戰が五回の親征のうちで、戰鬪らしい戰鬪といえる唯一の例外である。第三回は殺胡原まで達しながら、僅かに敵の遺棄した牛羊馬駝を得ただけで、折角の親征も効果が薄かつたため兀良哈討伐に方向轉換した。第四回は、

時六師深入、寇已遠遁。帝方恥無功、見其（也先土干）來降、大喜賜姓名、封金忠王。⁵⁶

とあるように、戦果らしきものは全く無く、僅かに也先土干の來歸を得て喜ぶ有様であり、第五回は、

今孽虜所存無幾、茫茫廣漠之地、譬如求一粟於滄海、可必得耶。

とか、

今大軍南遷、將士既未嘗見敵。

とあるように、徒らに荒塵野草を望むのみで敵虜の隻影すら認めず、附近の山谷をさがしても更に得る所がなかったから、永樂帝は恨みをのんで師をかえし、途中榆木川で死んだ、と評される所である。⁵⁷ 勿論、蒙古人が絶滅してしまったのではない。かれらが逃避したために、永樂帝の軍が蒙古部隊にめぐりあえなかつたのである。

以上のように親征は規模が大きい割合に戦果が少なかつた。洪武期の北征が十五萬程度の軍で五萬、十萬、時には二十萬の捕虜を得、捕えた輜重は百餘里にわたつた事と比較すると雲泥の差がある。少なくとも明軍としては軍事力の點で永樂の親征の方が洪武の北征よりは勝っているのです、その原因は北方の蒙古側にあつた。

これについては先にも觸れたように、明初に明軍の攻撃を逃れて蒙古に歸つた元朝の官僚軍人らが、遊牧社會に還元轉化出來ずに來歸・來降し、北征軍の戦果となつた。しかし洪武二十一年までに殆んど來歸・來降を完了し、實錄洪武二十三年二月甲辰に、

遣使齎勅諭晉王今上曰、詢及來胡言、殘胡甚少。騎者纔五千人、共家屬一萬口、馬稱之、有急則人皆一騎赴水草。長行大軍、負載且重、追襲甚勞。

とある。勿論、來胡の言による戦闘力五千、家屬併せて一萬の數は確實なものとはいえない。しかし、この直前にも來胡は相當數いたことであり、洪武帝がそれらの言を總合しての結果であつて、かなり信憑性のある數であらう。ただし、洪武の末年から建文時代を経て、永樂の初期に至る十數年の間、そのままの状態が續いたわけではなく、この空虚になつた蒙

古高原に周圍から諸勢力が侵入して來た。しかし、親征途中の永樂八年三月丙子でさえ、

車駕次凌霄峰、登絕頂、望漠北。顧學士胡廣等曰、元盛時、此皆居民。今萬里蕭條、惟見風埃沙草耳。虜勢衰微若此。とあるように、絶對量から見て、洪武時代の一度に數萬を捕獲出來るような對象は既になかった。その上、殘された一萬人および外部から侵入して來た者も、もはや「全城降」のような定着集合生活を送る者はない。殆んどが純粹な遊牧民族であり、戰鬪様式も本質的に異つて來た。その轉換期の情勢の變化を察知出來ずに失敗したのが永樂七年の丘福の敗戦である。丘福は本來名將とうたわれた人であるが、この敗戦で一度に汚名をきせられ、その名譽を失つたとさえいわれる。

實錄七年八月甲寅によると、北虜が僞つて敗れ引き去り、伏兵を設けて歸路に待ち受けたとあり、誘導作戦にあつて潰滅した。この作戦は、騎馬部隊がその機動力を最高に發揮する戰鬪方法で、北方民族が常に用いる作戦であり後に英宗が土木の變でエセンに捕虜になつた時にも用いられた。遊牧民族は少數であつても、地形や兩者の兵力をうかがつて、勝てる見込があれば、必ずこの作戦に出るし、勝味が無ければ、分散逃避する。丘福は、洪武期の北征に馴れて安易に出撃して、この災難にあつた。永樂帝はさすがにこの作戦に乗ぜられなかつた。というよりも北虜の方が親征の大軍を見て、勝味なしと逃避したと解すべきであろう。しかも明軍は實錄永樂八年夏四月戊戌によれば、

上召諸將、議餽運。有言、沙磧車運行遲、不若人負之便。上曰、任重致遠、水莫如舟、陸莫如車。舟遇淺、車遇沙、

雖遲如舟出淺車出沙、人力所不能及矣。十人運一車、或缺一二人、尙堪挽之以行。用人負者一人有故、必分于衆、以一累十、以十累百、不尤難哉。遂用車。

とある。この頃は、すでに蒙古高原のかなり奥深く入つた時である。食糧運搬用の車が沙磧のために運行が困難になつて、人力に頼ろうとしたが、これも非能率的なため、やむを得ずつづけて車を用いたが、行軍速度は著しく減退した。また最前線の騎馬部隊ですら、永樂十二年四月己酉の記事によれば、

征進戰馬、務須愛恤、不許擅騎。遇有賊對敵、許騎。無事騎者治罪。

とあり、戦闘體形に移るまでは騎馬部隊といえども騎乗することが許されなかった。その結果、八年五月丁丑の

今徑往我一程、虜已二程、恐難及也。

のように、草原沙漠地帯での作戦行動の速度は、明軍は蒙古軍の半分位であつた。従つて一度蒙古軍が逃避すれば、速度の點で追いつけなかつたし、その上、蒙古高原は當時人口稀薄で、何處へでも逃避出來たから、親征軍は決定的打撃を彼らに與えることは出來なかつた。このようにして、莫大な兵力と戦費を消費して、戦果もなく、疲勞困憊して歸還したのでは、何んの爲の親征かと疑わざるを得ない。

これに對して、まだ親征を辯護する餘地もある。これによれば、成る程、かなりの犠牲を拂つたとしても、永樂帝が北方のタタール部とオイラート部との對立を巧みに利用しては、兩者のうち、いずれか一方が擡頭しかけると、その都度これをたたいて挫折させ、何時も蒙古高原の主導權を握つていた。そのため、蒙古には統一勢力が生まれえなかつた。これは永樂帝の親征の功績によるものであると。確かに、一面ではそういう見解も可能である。

しかし、この説は明朝側から見た一方的な獨善的な説であつて、蒙古側から見れば全く異つた見解も生ずる。その見解を述べる前に順序として、タタール・オイラート二部を中心とした蒙古情勢の推移を簡単に述べよう。

洪武の末から建文を経て、永樂の初期までの蒙古は、

夫元運既訖、自順帝之後、傳愛由識里達臘、至坤帖木兒、凡六輩相代瞬息之間、且未聞一人遂善終者。

のように、單に蒙古人が少なくなつたばかりでなく、支配者は終りを善くして死んだ者がなく、十數年間に數人が殺されたりして交替する有様であつた。もはや、かつての元朝の權威も失なわれ、これまで北元或は故元と呼ばれていたが、この頃から北虜とか韃靼と呼ばれ、普通タタール部と稱せられるようになった。タタール部のこの弱體化を見て、周邊の部族

が蒙古高原に進出して來た。西北から東南行したオイラート部や、遠くから遠征をはかったチムールなどは代表的なもので、このため蒙古の政治情勢は複雑化した。このうち、チムールは遠征途上死亡し、僅かにその先導であつた本雅失里が蒙古に入つたが、彼はタタール部に屬した。従つて、大きな役割を果したのは、オイラート部であつた。オイラート部が實錄・國權などの中國史料に初めてあらわれたのは建文二年二月のことで、これより少し前に蒙古に侵入して來たと推測される。このオイラート部の出現によつて、タタール部との間に、蒙古の支配權をめぐる争奪戦が行なわれることになつた。争奪戦の最初は、永樂元年十月のところで、實錄同月戊午に、

時鬼力赤・阿魯台、方率衆與瓦剌馬哈木戰。馬哈木大敗之。

とあり、オイラート部の勝利に終つた。第二回は翌永樂二年の春のことで、實錄二年秋七月癸卯と、八月丙申に、

去年大敗瓦剌、今春瓦剌亦敗鬼力赤。

とあり、今回もオイラートが優勢であつた。鬼力赤は、五年三月にもオイラート戦を行なうために準備したようであるが、五月には部下に可汗の地位を追い出された。鬼力赤は本來元朝の血統をひいた者でなく西方系出身者であるが、對オイラート戦のために迎えられた。しかし實力がないために廢されたのであろう。代つて、元朝の血統をひく本雅失里が可汗に推された。彼もまた七年六月（乙丑）にオイラート襲撃を行なつたが、かえつてオイラートの馬哈木等に敗れた。それより後は、これまでに鬼力赤・本雅失里を推戴し、その下にあつて有力者として活躍していた三人の部酋の内の一人である阿魯台が、タタールを代表して、オイラートに當ることになつた。阿魯台は十四年春にオイラートを攻撃し、勝利をえて、その俘獲した人馬を明朝に獻じた程である。翌十五年十月（丁未）には、逆にオイラートが復讐戦を行ない阿魯台の軍を破ることに成功した。次には十七年十一月に再び阿魯台がオイラートの賢義王太平等を襲つて、大いに之を破つたが、その時のことを、實錄永樂十七年十一月己酉には、

指揮毛哈剌還自瓦剌言、阿魯台襲賢義王太平等、大敗之。上曰、阿魯台黠虜、與瓦剌相讐久矣。

と記している。永樂帝の言をまつまでもなく、オイラートとタタールは蒙古の覇權をかけて互に争つたのである。しかもオイラートもまだ強力でなく、實力は兩者ほぼ互角で、小戦闘において勝敗はあつても、相手に決定的打撃を與えることが出來ず、覇權の爭奪をめぐつて兩者が苦心していた。永樂帝の親征はこのような蒙古事情のもとに行なわれた。第一回はタタールを對象とするものであるが、親征の前にオイラートの明朝への接近が目立つてゐる。すなわち、オイラートは盛んに使者を明朝に派遣朝貢し、七年五月には、馬哈木が順寧王に、太平が賢義王に、把禿孛羅が安樂王に封ぜられている。親征の名目は別として、實際には、タタールに決定的打撃を與えるために、オイラートが永樂帝に親征を乞うたものであらう。

第二回の親征は逆にオイラート討伐に向けられた。この時には、曾つて親征を受けたタタールが盛んに明朝に接近し、十一年七月（戊寅朔）に、阿魯台は和寧王に封ぜられた。同年十一月壬午の實錄の記す所によれば、

開平備禦成安侯郭亮等馳奏、獲瓦剌諜者言、馬哈木等兵、至飲馬河、聲言、襲阿魯台。

とあり、タタールの阿魯台はオイラートの攻撃を受けるにあつて、永樂帝の北征を要請したものであらう。翌年親征は實現した。

第三回の親征は、逆にタタール討伐に向けられた。その前年の、實錄十九年三月丁亥には、

降詔諭其部落曰、瓦剌部落往年寇邊之罪、已在赦前一切不問。自今其頭目人等能據誠來歸、悉授以官。

とあり、十二年には蒙古高原の奥深くまで追撃したオイラートを簡単に許し、逆に十二年當時の協力者を親征した。四回、五回は、三年連續でこのタタール討伐を行なつたのである。

これらを見ると、蒙古高原におけるタタール・オイラート兩部が、自己の力だけでは、相手に決定的打撃を與えること

が出来ないために、互に明朝の力を借りて相手を倒そうとしたことがうかがえる。

そればかりでなく、例えば十二年のオイラト討伐を目的とした親征途上の六月庚申の記事に、

駐蹕飲馬河西岸。和寧王阿魯台遣所部都督鎖住來言、有疾不能朝。

とあるように、タタールの阿魯台は病氣を口實に永樂帝の所に來ず、全く自己の力を勞せずして、明軍の力だけで、仇敵オイラトを弱體化させようと計った。

このようにして、明朝は多大の兵力と多額の軍費をついやし、十五年間に五回も、永樂帝は親征しながら、結果的には殆んど効果を生み出し得なかつた。あげくのはてには、永樂帝は最後の親征の歸途、望みを果しえないまま、榆木川で死んだ。

結局、結果的に見れば、親征が北方民族を制壓することを目的としたと見る限り、失敗に終り、むしろ北方民族に操縦されたとさえ見られる程である。

十九年十一月(丙子)第三回親征の前に、名臣の夏原吉や方賓・呂震・吳中らも、遠征をいさめており、親征の不利をすでに認めているし、永樂帝以後、明一代とくに英宗・武宗らの親征の時でも、事情は異なつていゝといえ、親征の不利を強調したものがそ多いが、永樂帝の親征を例にひいて、偉業を嘆美した議論は、北邊の政事・軍事を擔當した専門家の間においては見られない所である。單に明一代のみならず、古來からの北方民族政策を見ても、大軍の遠征よりは、所謂懷柔策の方が成功を収めており、あるいは「夷を以て夷を制する」方法で、分裂對抗させる方法が多く用いられて來た。

永樂帝自身もこのような基本的な事は充分承知していたと思われる。しからば何故無謀とさえいえる親征を五回も行なつたのであらうか。私は、親征の主たる目的は、北方民族の制壓ではなくて、むしろ内治にあつたと考える。この點について、以下で述べて見よう。

永樂帝が第一回の親征直前に、親征に従う將士を閱兵した時の勅諭を實錄永樂八年三月乙亥の記事によつて見ると、

爾等、有從太祖高皇帝平定天下者、有從朕靖內難者、有襲祖父之職者、亦有順天道來歸者、……爾等相與協力驅除之。とある。親征に従う將士を永樂帝は四種類に分類した。このうち、「有從朕靖內難者」は靖難の變に功績をあげた將士であるが、その實質は燕王の三護衛が中心であり、これを遡れば、第一種の「太祖洪武帝に従つて天下を平げたもの」も含まれていたであろうし、また第三種の「來歸者」は元朝系の蒙古人を指し、この内の多くの者は靖難の變に協力した。従つて、四種に分類した以上は、例えば來歸者は、先にも觸れたように、靖難の變には加わることが出來ず、永樂期に入つて、屯田兵から戰鬥員に代ることを許された者を指す、と解される。同様に、第一種の太祖洪武帝に従つて天下を平定した者というのは、靖難の變に協力しなかつた者、そのなかには、靖難の變當時、永樂帝に反抗し、南京政府軍として戰つた者を指すと解される。曾つての敵である。

本來、靖難の變は、永樂帝が君側の奸すなわち齊泰・黃子澄らを除くことを目的とした戦いであり、洪武帝の政治を受け繼ぐことを眞先に發表している以上、君側の奸を除いて目的を果した後は、假りに敵對した者といえども、思い通りに處分することは許されない。これが洪武帝の天下平定の時のように、武力反抗した張士誠政權の將士ならば、科罰的な意味から、戰爭犯罪人として勝手に殺すことも、遠方に徙すことも、屯田兵とすることも、また時には將士として待遇してもその處置は自由に出来る。また方國珍政權のように取引ならば、その處置の方法も別にある。しかるに、靖難の變に敵對した南京軍は、壓迫するには名目が立たないし、そのまま或る程度身分を保證しなければならない。しかし、彼らは曾つて激しく抵抗し、親子兄弟一族などに戰死者負傷者も多く、表面上はともかくとして、何時また反抗するかも知れない。靖難の變は儒教的にいえば、叔父が君主である甥を殺したのであるから、非は永樂帝にあり、反抗すれば名目は叛亂軍に有利である。ひとたび、反亂が起きれば、永樂帝の立場は一層苦しくなる。恐らく靖難の變後の戰後處理は、ある意味で

は他の如何なる戦後処理よりも困難であつたろう。

親征に扱いにくいこれらの將士を率いたことは、兵力の充實を行なつたというよりは、一つには、遠く蒙古高原まで遠征するのに、このような將士を南京に残して置くことは危険であり、引率した方がより安全であつたためであらう。また永樂帝の親衛軍を中心とした強力な部隊を彼らに誇示することによつて、彼らの反抗心を挫き、出來れば、遠征中に彼らを洗腦して、永樂帝協力軍に改めることを計つたものであらう。また第三種の祖父の職をついだ者とは、太祖洪武帝の天下平定戦争にも靖難の變にも、殆んど關係のない、例えば取引を行なつた政權下の將士で、彼らは身分を保證されており、反抗心もないが、君主の統帥權もこまで行きとどいていない者で、改めて、永樂帝が自己の統帥下に入れる目的を以て親征に従わせたものであらう。

親征はこのように種々の性格を持つた軍隊、従つてまた廣い地域の軍隊を集めた。例えば、永樂八年第一回親征軍の編成を、實錄七年九月己丑の記事によつて見ると、永康侯徐忠等に勅して、南京各衛・歸德・武平・鎮江等二十五衛の歩騎三萬を選練させたのを始め、陝西屬衛および慶・秦二王府護衛の歩騎萬九千と、山西および晉王府護衛の歩騎萬五千を選練せしめ、また中都留守司、河南・湖廣・山東三都司、周・楚二王府護衛に歩騎四萬五千をえらばせ、その外、臨洮・河州・岷州・西寧・平涼諸衛に戦鬪にすぐれた土兵五千をえらばせ、各に鈔を賜い、行糧を給し、皆明年（永樂八年）二月到北京に至り、隨征せよとある。また、糧食運搬の壯丁なども實錄十九年十一月甲申によれば、山西・山東・河南、直隸應天・鎮江・廬州・楊州・淮安・順天・保安・順德・廣平・眞定・大名・永平・河南、滁・和・徐などから徵發した。このように種々の性格をもち、しかも多地域から集めた軍隊は假りに精銳軍であつたとしても、果して草原沙漠地帯で蒙古騎馬民族を倒す力があつたかは甚だ疑問であり、親征の目的の一つは、永樂帝の統率權の及び難い軍をも直接指揮出來るような體制、いわば軍事力の中央集權化を計つたものと云えよう。

次には、これらの集めた軍隊を訓練する事が、親征の目的の一つであつたと思われる。實錄永樂八年二月甲子によれば、上閱武營外指麾將士坐作進退折旋、無不如旨。顧尙書方賓・學士胡廣・侍講楊榮・金幼孜曰、節制之師、庶幾可用。

然教練未易。孔子曰、教民七年可使即戎。朕每御師、未嘗恃其已習、而輟操練、故往往得用。

とあり、永樂帝が軍事教練を重要視し、孔子の言をひいて、少なくとも七年間訓練しなければ使用にたえない事、その上にも操練は續けなければならぬことを強調している。この點で特筆すべきは永樂十二年四月に、「頒軍中賞罰號令」と題して、頒布された五十力條であらう。^⑤それによると、第一條の、

虜賊と交鋒の際に、賊陣に突入し、其背に透出し、賊衆を殺敗せしめたものを「希功」となす。

をはじめとして「希功」四力條（以下全文を註に記載）、「頭功」二力條、そのほか頭功と同等のものや賞銀、逆に斬・重罪などの罰則など、はじめは總じて敵と交戦する場合について述べてある。

次には「毎日行營・下營」や「行軍中」、「軍中夜間」の心得など、本營を離れた作戰行動中で、しかも交戦に至る前の各人の職務・心構えについて述べてある。この條文が大半をしめる。その外には、指揮系統を示したもの、報事官、紀功過官についてその職務を記したもの、などがある。

がんらい、このような條文は、ある程度中國において古い時代に作られ、引き繼がれて集大成されたものであらう。しかし内容的に見て非常に良く出来ていると云える。また、文中に虜賊の語が散見されるにも拘らず、決して遊牧民族との戰爭を對象としたものでなく、中國内地の戰爭にも充分役立つものである。これらのことは、歐州先進國の軍隊制度を輸入して近代化した筈の、太平洋戰爭當時における日本の舊陸軍にあつて、なお重要な操典として頒布された「作戰要務令」の内容が、永樂帝の條文よりやや複雑になつていたとはいえ、その大半が基本的には略同じ内容を持つものであつたことから知られる。これこそ、兵の訓練上必要缺くべからざるものであつた。

次に、親征は最高幹部級の將軍を養成することに適當な場を與えたといえる。永樂帝は親征途中、しばしば彼らに兵法を傳授した。例えば、實錄永樂八年六月己酉によれば、

車駕發廣漠鎮。上諭諸將曰、虜性貪至死不易。今雖潰敗山谷、必有窺伺我後者須擒之。乃命諸軍、先度河、伏騎士數百于河曲柳林中、令步卒十餘持銃後行、而實草于囊載之、以誘虜。戒之曰、虜至則引入伏中舉銃、伏兵聞銃即出、上按精兵千餘最後發。虜見大軍渡河、果貪所載物、競趨而至、既入伏中銃發兵躍出。

とあり、豫め諸將に戰術を教えたが、實戰でもその通りなつた。

また、實錄十二年四月庚戌には、

勅大營及五軍諸將曰、軍令嚴則人心一、功賞明則人心勸、行師之要也。

と、軍令を嚴にすることと、功賞を明らかにすることが行師の要であると教えた。この十二年の親征には皇太孫、すなわち後の宣德帝を從えたが、彼に遠征中に教育を施した。實錄十二年三月庚寅によれば、

車駕發北京。皇太孫從行。先是、上謂學士胡廣庶子楊榮諭德金幼孜曰、每日營中間暇、爾等即以經史於長孫前、講說文事武備、不可偏廢。

とある。これによれば、永樂帝は親征中は、營中で間暇があることを豫測しており、しかも胡廣らに、經・史についての皇太孫教育を偏廢すべからず、と命じている。更に實錄同年四月丁卯によれば、

車駕發清水源、皇太孫從行。上于馬上指示山川險易及將士之勤勞曰、汝知吾所以爲此乎。

とあり、お氣に入りの皇太孫にみずから戰略とか統帥力を傳授することを親征の目的の一つとしたことがうかがえる。また、實錄二十年五月辛巳によると、

上在軍中、率起自五鼓。或親閱將卒、或計議軍務。夜坐幄中、或與侍臣議經史、或與諸將論兵法。至忘寢食、未嘗少

逸云。

とあり、永樂帝は軍務に精勵した様子がうかがえるが、中でも、經史や兵法を論じて寢食を忘れる程であつた。永樂帝は特に兵法は得意であつたらしく、諸將に兵法を教えたことが實錄にしばしば記されている。例えば、二十四年四月乙卯には、

兵法以虞待不虞者勝。又曰設備于已失之後者、非上聖。朕所以慎重而不敢忽也。

とか、二十年五月丁卯には、

大閱諭諸將曰、兵形猶水。水因地而順流、兵因敵而作勢。水無常形、兵無常勢。能因敵變化、取勝者謂之神。

とか、二十二年五月戊子には、

上召諸將曰、古謂武有七德、禁暴亂爲首。又謂止戈爲武。

とか、二十二年六月丙辰には、

孫吳兵法、無恃其不來、恃吾有以待之。

とあり、孫子、吳起の兵法を教えるなど、帝の信賴する諸將に毎日の様に兵法を教えた。親征はいわば大演習をかねて、軍備の再編成、軍事力の強化を計つたものといえる。

以上は、親征によつてもたらされた直接的な効果である。この外に間接的な効果も大きく、永樂帝としては、むしろこの間接的な効果こそ、最大のねらいであつたと思われる。

間接的效果の第一は、靖難の變後の國內の不安定さに對して、永樂帝自身が直接に手段を設けて對處することは、明らかに洪武帝の政策を破壊する恐れがあり、篡奪の印象を強めて不利である。この際、中國民族の目を外に向けさせ、對外積極策によつて、靖難の變の印象を薄くし、他方では、蒙古勢力打倒の名のもとに戰時非常體制を強いて、國內の舉國一

致という精神統一をはかることが可能である。ただし、これには政治的なタイミングが重要である。先に述べた親征は一種の軍事訓練であるという立場からも、永樂八年を待たず、それより早い時機に行なえばより効果的ではないかという議論も出よう。

しかしながら、靖難の變後直ちに親征をすることは、口實とはいえ蒙古との國際關係が許さないばかりか、假りに遠征して蒙古地方まで行けば、遠く離れた南京に反亂の起る可能性はまだ非常に多い。靖難の變後、強い態度で彈壓出來なかつた永樂帝の華南政策に不満を抱く人々は、まだ非常に多かつた。永樂帝は先ずこれに對して、永樂二年四月に華南戰鬥員を屯田要員化して武裝を解除させるなどの施策を施し、残りを親征に従軍させることによつて無力化し、反亂の可能性を極力小さくした。或る程度の見透しを得るまでは、南京を遠く離れることは出來なかつたのである。永樂六・七年のころには、一面では反亂防止の見透しもついたが、同時に他面では政策的に行きづまりを來した。これを打破する意味で、しかも七年丘福の北征失敗は適當な親征の口實を與えたものとして、積極的に親征を行なつたものであろう。いわば、第一回の親征は内政上の行きづまりを、目を外に向けさせる積極外交によつて打破しようとした意圖が大きかつたと推測される。

親征の第二の効果は、親征を口實にして、運河の開鑿や漕運の整備を容易にし、更に經濟政策、特に貨幣政策なども相當華北に有利に展開させることが出來た。北京遷都がいずれは實現されるが、遷都を理由にして、運河開鑿に莫大な勞働力と經費をそそぎこむことは、まだ遷都に不満な華南人も多いことであるから、かなりの抵抗を覺悟しなければならない。しかるに蒙古勢力打倒のための親征という理由にもとづけば、殆んど抵抗を受けることなく、遷都に必要な施策を行なうことが出来る。いわば、親征は北京に都して華南の富を北に運搬し、華南を制する體勢を樹立するための政策を容易にし、既成事實を積みあげることに役立つたと思われる。これには特に第二回の親征が役立つた。

第三には、親征は官僚制壓に効果があつた。永樂帝は、その祖先がチャハル徳興出身で、湖南湘陰居住のいわば中立系名臣の夏原吉らを得て内治に成功したが、本來は燕王三護衛の武將を背景に政權を取つたので、文官で信賴出来る政治家は少なかつた。靖難の變後、齊泰・黃子澄らの獨走に反感を持つていた一部官僚群が永樂帝を助けたが、官僚體制は洪武・建文の間に築かれていた。永樂帝としては、獨自分で官僚を養成したわけではなく、これまでの官僚組織を受け繼がなければならぬし、また利用しなければならぬ立場にあつた。しかも遷都をはかる限り、華南體制下の官僚群の抵抗を受けることは明らかであつた。しかるに親征の歸還後を見ると、功績はなかつたにも拘らず論功行賞が行なわれている。それは新に永樂帝の支持者を増加させることに役立つた。また親征は軍事を行政に優先させ武官を文官に優越させる體制、これはまた君主獨裁制の確立にもつながるものであるが、その様な體制を築き上げたともいえるし、華北が華南を從屬化させる體制を築いたともいえる。特に第三回以後の親征は、まさに遷都を實現し、永樂帝の目ざす體制樹立の準備期から完成期への移行の段階として重要であつた。永樂十九年華蓋・奉天・謹身三殿の火災の後の四月甲辰の翰林侍讀の李時勉や侍講の鄒緝らの上奏は、國權によれば、

陛下嗣紹高皇帝統緒、建立北京。焦勞聖慮、幾二十年。本所以爲子孫不拔丕基、天下萬民尊仰之根本。然肇建以來、工巨費大、調度廣、科派繁。群臣不能深體聖心、致措置失宜。冗官濫員、內外大小、動至千百。征需無藝、培克蠶食、竭髓猶不足供、匱用莫知所圖。夫衣食者、民所賴命也。百萬之衆、終歲在官。既不得遂其父母妻子樂生之心、使耕種失時、農蠶廢業、猶且征求益深、所取無極。(中略)京師天下根本。人民京師根本也。人民安則京師安。京師安則國本固而天下安、自然之勢也。自宮建以來、群輩工匠、假託威勢、驅迫移徙、號令方出、屋宇已摧、孤兒寡婦、哭泣叫號、寒暑暴露、莫能自蔽。倉皇別徙、奧突粗完。又復重驅、莫知所向、至有三四遷移、不能定居。既移之後、所空之地、經日逾時、工力猶未之及。此皆陛下之所不知、而京師人民不無怨讟者也。(中略)夫奉天殿、陛下正朝之殿也。災首及

焉。自非省躬責己、改革政化、疏滌天下窮困之人、曷回上天譴怒之意。臣願陛下駕返南京、奉謁陵廟、告以災變、保養聖躬、休息于無爲。散遣營造工匠、停止征派役作、蠲除租賦、賑濟饑荒、勿聽小人、重勞天下、罷絕禱祠。（以下略）とあり、遷都反對の考えが一部に如何に根深いかを知ることが出来る。親征はこれらの流れを外國問題に向けることによつて、北京體制強化をはかつたものである。

永樂帝の實力をもつてすれば、反永樂帝勢力を武力を以て粉碎することは、それ程困難な事ではなかつたろう。しかし内政に、靖難の變後更に武力を用いることは、これまでも度々述べて來たように永樂帝の立場を困難にする。反對勢力が成長する前に未然に、その芽をつみ取ることこそ、永樂帝にかせられた内治の最も重要な施策であつた。この點で、逆説的ながら、親征こそ最も巧みな内治政策であつたと考えられる。

永樂帝の業績のうち、内治には見るべきものがなかつたと後世の學者をして評せしめる程、永樂帝の内治政策は巧妙を極めたともいえよう。永樂帝は燕王時代から遠征に多くの年月を費したので、恐らく、こまかい行政技術などは心得ていなかったであろうが、政治の基本方針とか、政治の大勢を動かす行政手腕は甚だ秀れていた。私の永樂帝に對する評價は、中國史上稀に見る大戰略家であると同時に大政治家であつたという結論である。

⑤③ 前掲和田清、「東亞史研究」（蒙古篇）。

⑤④ この前後の數字はすべて明實錄または國權による。

⑤⑤ 實錄永樂八年五月丙戌によると、この戦いで本雅失里は僅かに七騎をひきいて、危く逃れた。その際、「獲馬駝牛羊生口無算」とあり、相當多大の戦果を収めたように表現されているが、それより五日前の辛巳の記事によれば、

諸將以所俘把禿帖木兒等男婦百餘人來見。

とあり、生口は男婦百餘人に過ぎない。またこの集團は全員で百餘人と七人であつて、その保有していた家畜を捕獲したとしても「算なし」は誇張

である。その上、この本雅失里は、永樂五年十月壬辰に、

上曰完者禿元之遺裔、名本雅失里者。

とあり、本名を完者禿といつた。彼は、これより先、洪武二十一年八月癸亥に、納哈出のもの部屬として明朝に遼東から來降しており、永樂二年四月辛未朔の、

遣指揮完者禿、齎勅往諭瓦剌馬哈木。

のように、およそ十八年間明朝の支配下に生活し、後、明朝支配から脱して、初は撒馬兒罕に行き、更に別失八里に移り、チムールの東征には、その先導役をひきうけ、チムールが途中で死ぬと、僅かな部下をひきいて、

永樂五・六年のころ、蒙古に迎えられて可汗となつた。彼の經歷が示すように、大半の十八年間に中國支配下に送り、後僅かに三・四年をオアシス及び草原にすごしただけで、遊牧騎馬戦術に馴れていなかった。本文で論じているように當時は大部分の者が純粹な遊牧騎馬部隊で、大軍が来れば回避する戦術を取り、永樂帝の親征にあつて、百餘人を捕獲されたので、當時としては例外である。なお、實錄中には、この例のように、「獲馬駝牛羊生口無算」の無算のような抽象的表現、例えば「虜騎死者相枕藉」とか、「自是降附者益衆」などの表現が數力所あるが、前例でも知られるように誇張が多いので、數字のあげてあるもの以外は取らない。

56 明史、卷一五〇、金忠傳。

57 前掲、和田清、「東亞史研究」(蒙古篇)。

58 明實錄、永樂十九年十一月丙子、

上以北虜携貳、命尙書夏言吉・方賓・呂震・吳中等、議親征。言吉等共議、宜且休養兵民、而嚴勅邊將備禦。

59 明實錄、永樂十二年四月己酉、

(1) 與虜賊交鋒之際、突入賊陣、透出其背、殺敗賊衆者。

(2) 與虜賊交鋒之際、勇敢向前、衝入賊陣、斬獲賊將、及獲其旗號者。

(3) 與虜賊交鋒之際、本隊與賊對敵、已殺敗敵、又見別隊與賊相抗、力不能支、未決勝負、却能救援、殺敗賊衆者。

(4) 有受命能任其事、出奇破賊成功者。

皆爲奇功。

(5) 與虜賊交鋒之際、齊刃前進、首先殺敗賊衆者。

(6) 前隊與虜賊交鋒、未決勝負、其後隊向前、殺敗賊衆者。

皆爲頭功。

(7) 臨陣、有勇敢當先殺敗賊衆、建立奇功頭功者、其親管頭目、即行報知、

不許扶同。妄報者治以重罪。

(8) 行營及下營之時、擒獲奸細者、陞賞與頭功同。

(9) 哨馬生擒虜賊一人來者、賞銀三十兩。斬虜賊首級一顆來者、賞銀二十

兩。

(10) 行營之時、遇有衣服及鞍馬弓箭撤袋不同者、即擒送來。果是奸細、陞賞與頭功同。

(11) 遇來降虜賊、有將帶老幼口畜財物者、分毫不許侵害擅動、即時來報。

(12) 臨陣與虜賊對敵、務須齊刃殺賊、不許聚爲一處掣拽空歛。如與賊相抗、

力不能支、不即決勝、此必平日、不能撫恤軍士、不能精選操練、不能整

棚隊伍、此等無勇無謀、全伍皆斬。

(13) 臨陣交鋒、務要一時向前殺敗虜賊、如不盡力殺敗虜賊者、全伍皆斬。

(14) 擺列隊伍已定、不許馬軍插入步隊步軍插入馬隊、違者治以重罪。如臨

陣之際、或一時混戰、尋本隊不得插入別隊者、不在禁例。

(15) 臨陣對敵之時、殺敗虜賊、務盡力剿殺、不許搶擄人口馬匹財物。違者

治以重罪。如所騎馬乏、許將所擒虜賊馬、換騎向前追剿。

(16) 對敵之際、務齊力前進、不許稍遲、一隊遞看一隊、有不齊力前進者、

戰勝之後、許連隊之人首告、治以重罪、有容情不首一體治罪。

(17) 管營頭目、務須愛恤軍士、軍士既聽頭目號令、不許怠慢、如有軍士一

人不在者、小旗即報總旗、總旗即報百戶、百戶即報千戶、千戶即報指揮、

指揮即報都指揮、都指揮即報坐營總兵官、坐營總兵官即來奏知。

(18) 從征官軍、但有在營逃者斬、該管頭目、務要隨即報知、不報治以重罪。

(19) 軍士選揀精壯能戰者、務須人馬相應、不許將軟弱不堪者插入隊伍、如

有人壯馬弱、或馬壯人弱者、將壯馬與驍勇者、向前廝殺、如自己有馬、

臨敵之際、能借與驍勇者廝殺、有功時、許借馬之人分賞、如借馬之人不

願分賞者聽。

(20) 征進戰馬、務須愛恤、不許擅騎、遇有賊對敵、許騎。無事騎者治罪。

(21) 各營軍士、喂養馬驢、務愛惜歇載、該管頭目時常點閱、如有故違、治

以重罪。

(22) 有將軍器故意拋落遺失及盜賣者、治以重罪。

(23) 各軍行糧麵麩、該管官旗務須點閱、如數食用使軍士常飽、不許過用遺

棄。有過用遺棄者、是損自己氣力以資敵人。違者并該管頭目皆斬。

- (24) 軍行及下營之時、須各認隊伍、不許攙前後攙離隊伍及雜入別營別隊。違者并該管頭目、俱治以重罪。
- (25) 夜行相遇即遇喝問、便要答號、如答號不得者即係奸細。即便擒送辨驗。果係奸細、照例陞賞、或故意不答號者及有見而不拿者、事覺俱治以重罪。
- (26) 軍中夜間、以各等大小銅角笛聲爲號、不許聲音相同、務要各聽號聲識認隊伍、不許叫營、違者論罪。
- (27) 軍中夜間、務要靜肅、不許喧譁。有喧譁者即問所起之處及左右相近應聲之人與該管頭目、皆治以重罪。
- (28) 每日行營、務待大營旗纛起行或聽駕前銅角聲、各營方許起行。
- (29) 每日下營、各營令步軍或五隊十隊量撥隊數披掛伺候馬隊或五隊或三四隊量撥數却下行李不摘鞍伺候長圍及架砲者、擺置停當方許脫甲解鞍入營休息喂馬。
- (30) 有盜人衣服糧鈔諸物及偷驢馬宰殺將人遺落驢屎檢括隱藏者、俱殺。若知情首告得實者、給賞。知情不首者、一體治以重罪。但有收得馬驢屎者、不許隱藏、即送該軍、該軍送大營、着人識認。若收後官軍不用心收拾致有馬驢屎遺落被後哨官軍收獲者、收後官軍治以重罪。
- (31) 每日各營燒火、務須謹慎、不許失火。有失火者、即是與賊遞送消息。其失火者與該管頭目、治以重罪。
- (32) 每日行營、不許在途炊飯。違者并本管頭目皆斬。
- (33) 下營掘井、必令人監守、不許作踐及藏占自用。違者治以重罪。
- (34) 管隊官員及總小旗、常點閱軍中、有病者即令醫療治、各軍設管藥官員及醫士、亦常加巡視、不許稍取財物。違者俱治罪。
- (35) 長圍及坐冷者、須晝夜用心關防。
- (36) 各營架砲、務各依地方瞻望、但有灰塵揚起及人馬往來者、即速來報。若聞哨馬營及四面砲響、亦速傳報。
- (37) 掠陣官臨敵時視斬殺。有畏避退後者、即斬之。
- (38) 報事官、遇有事即飛報。不許頃遲慢。
- (39) 紀功過官、有功者即紀之、有過者即錄之。以憑賞罰。
- (40) 令內官將象牙牌臨陣看視、有勇敢當先奮力向前殺賊能建立奇功頭功者、即與牙牌收執徑赴大營奏知、給與勅令、以憑陞賞。
- (41) 軍中、有妄談災異及妖言者、斬。知情不首者、罪同。知情首告得實者、給與重賞。
- (42) 軍中有漏洩軍機者、斬。首告得實者、亦給重賞。
- (43) 凡見鹿及黃羊野馬諸獐等獸驚走奔突入營及入隊伍者、務須報知。
- (44) 望見塵起、不同施風揚沙及野獸騰踏塵起、及見死馬死牛等物與牛羊駝等糞并駝馬牛羊踪跡、俱須來報。
- (45) 如拾得一應物件或男子婦人衣服首飾及一應文字等項、不問久遠新舊近遺下之物、隨即報知。
- (46) 行軍在道、不許打圍。
- (47) 遠望、似馬非馬、似鹿非鹿、似人非人、亦即報知。
- (48) 白日見烟、入夜見火、不問似火非火、人火鬼火、俱須報知。
- (49) 見有功次、務須實報、不許虛誣、有虛誣者、治以重罪。如所報果實、依功次籍記、給與勅令陞賞。如無勘合不准。
- (50) 凡聽號令之後、坐營總兵官說與都指揮、都指揮說與指揮、指揮說與千戶、千戶說與百戶、百戶說與總旗、總旗說與小旗、小旗說與軍士、務令通知遵守。

七 永樂以後の政治體制

永樂帝の北京遷都ならびに、それを目的とした諸政策は、これまで述べて来たように非常に巧みであつたといえる。し

かし、遷都は單に都をうつす事だけでなく、政治體制を根本から變えてしまう意味を持っていた。永樂帝の完全な遷都實現後、帝は四年足らずで死んでしまったので、潜在化していた反對勢力がかなり捲き返しを行なつた。永樂帝を繼いだ洪熙帝の治世は實質一年にも満たなかつたが、その間に永樂時代の政治批判が盛んに行なわれ、例えば靖難の變の南京側主謀者齊泰・黃子澄ら家屬で戍邊にあてられていた者は一丁を残し、一家は自由に歸郷させたなどは良い例であるが、最も象徴的な事實は、明實錄洪熙元年三月戊戌に、

命諸司、在北京者悉加行在二字、復建北京刑部及後軍都督府。上時決意復都南京云。

とあり、國權にも、

加北京諸司曰行在。

とあるように、再び南京を首都にしようとする動きがあつた。洪熙帝自身も南京遷都を決意した程であつたが、帝が間もなく死去して事は志と反した。しかし、この時につけられた「行在」の二字は宣德時代を経て、正統六年十一月甲午朔に至つて始めて抹消された。^⑧ 永樂帝が一度「行在」を抹消してから約二十年後に至つて完全なものになつたが、これも華南の北京政府に對する抵抗を示すものといえよう。

また、正統五年十一月丁巳の實錄によれば、

有僧年九十餘、自雲南至廣西、給人曰、我建文也。張天師言、我有四十年苦、今爲僧期滿。宜亟返邦國、以黃紙爲書、命其徒清進持詣思恩府、土官知府岑瑛執送、總兵官柳溥械至京、會官鞠之。乃言其姓名爲楊行祥、河南均州白沙里人。洪武十七年度爲僧、歷遊兩京雲南貴州至廣西。上命錦衣衛、錮禁之。凡四踰月死獄中。其同謀僧十二人俱謫戍遼東邊衛。

とあり、靖難の變で南京陷落のとき、建文帝は死なずに逃れて、「我こそは建文帝」なりと、現われたというのである。

南京陷落後四十年であり、眞の建文帝ならばはば六十歳である筈なのに百歳近くというので、偽装が暴露し、獄に投ぜられ四カ月後に死んだ。恐らく、この様な偽装や俗説はかなり行なわれたであろう。ただこれが政府の手で裁かれ、しかも實録にまで記載されたことは、やはり、建文帝に對する同情、逆にいえば永樂帝に對する反感がかなり永く存したことを察することが出来る。これについて明末の歴史家談遷も、

實錄第書、偽、不知因偽得眞。蓋微有所諱也。史雖闕文、義不、容、沒、云。

と評しているように、歴史的事實としては、一笑に付すべき俗説としても、義としてはぬぐい去り得ないというのが當時の一般的心情であつたと思われる。

さて、正統時代も後半になると宦官王振が出て權力を専らにし、政治を左右したが、彼は極端な南人嫌いで南人を壓迫した。土木之變で王振はじめ北方官僚群が全滅すると、浙江出身の于謙を中心に、内閣大學士の陳循・苗衷・高穀・商輅・彭時・俞綱・王一寧・蕭鑑・徐有貞ら主として江蘇・浙江・江西等の地方の出身者が政治を擔當し、これまで北京政府中心の鈔經濟政策に對し、華南に有利な銀政策を積極的に行なつた。これについては、かつて「明代中期における北方防衛と銀について」^⑪で詳しく述べた。

また、弘治四・五年には葉淇・徐溥・丘濬らが中心となつて南方に有利な經濟政策を推し進めたことも、かつて「葉淇の變法をめぐつて」^⑫に詳しく述べておいたが、このような華南の主導權回復をねらう試みは潜在的には明一代続けられるという根深いものがあつた。

永樂帝は、すでにこのような南北の特質を承知して、強力な軍事力を背景にして、北京遷都を強行し、北方から南方を支配することによつて中國全土に統一を持続させる體制を作つた。勿論、永樂以後も前述したように南方の反抗は度々行なわれた。特に經濟政策は、その基盤と理論において、常に北方に勝つた。北方は、これに對して強力な軍事力を背景に、

時には宦官を任用して、南方の經濟政策論を封じ込めるなどの對抗策を施して、北方優位を確保することに努めた。明朝が二百八十年もの長期間にわたって王朝支配を維持し得たのは、内部的にはこのような南北兩勢力が巧みに均衡を保ち得たことにもよると考えられる。この點については別に稿を改めて述べる豫定である。

⑥〇 「行在」は、一般的には君主巡幸所在の地を指して付ける言葉であるが、嚴密な定義付けを行なおうとすると、甚だ困難な問題を含んでいる。明代で「行在」を取り除いたのは、本文でも示したように、永樂十九年と正統六年であるが、この時は共に、奉天・謹身・華蓋三殿が完成された。従つて、形式的には、三殿が重要な意味を持つように考えられる。

しかし、永樂十九年に三殿が焼失した後も行在は付けられなかつたし、また嘉靖三十六年にも三殿が焼け、四十一年九月に造營が成つたが、この

間にも行在は用いられなかつた。その後も宮殿の焼失はしばしばあつたが、行在とは關係なかつた。結局、三殿は行在を取り去る動機にはなつたが、決定的條件ではない。行在の有無は政治的配慮によつて決定されたと云つても誤りではなからう。

⑥① 拙稿、「明代中期における北方防衛と銀について」『東方學』第十六輯。

⑥② 拙稿、「葉淇の變法をめぐる」『東方學』第二十五輯。

むすび

さて、明朝二百八十年の統治の基礎は、明初に築かれたことは云うまでもない。そのうち洪武帝による軍事的な中國統一と諸制度の確立などは、これまでの諸學者がすでに述べているように明朝統治の基礎として、重要な役割を果たしたことは疑いない。しかしながら政治體制の面では、洪武帝の築いたものでは不充分で、永樂帝に至つて完成されたことを私はこれまで述べて來た。私の考えによれば、この兩者が兼ね備わつて始めて明朝の基礎は確立したといえる。そして、この二つの面に關して、假りにその影響する所を比較して、明朝の基礎として、いずれが大きいかと云う問題を提起して見ても、容易にその解答は得られないであらう。しかし強いて求めるならば、明人自身によつて、その解決を下したと思われるような一事がある。それは永樂帝の廟號に關するものである。

永樂帝の廟號は明史をはじめとして、諸史料、およびその後の諸研究では一般に成祖が用いられている。しかし嚴密に

いえば二種類がある。他の一つは太宗であり、明朝史研究の最も根本的な史料である明實錄が、この傳統を今日まで傳えて、永樂帝在位中の記録を「太宗實錄」^⑧と記している事は良く知られた事實である。私は、一つにはこの混同を恐れて、本稿ではすべて永樂帝と述べ、ことさらに成祖とも太宗とも述べなかつた。

がんらい、廟號は中國に古くから存したもので、或る意味からいえば、君主の生涯の業績を最も簡潔に象徵化し、且つ類型化したものとして、一般の諡と共に著しい特徴を持つてゐる。そして、この習慣は傳統も永く、従つてこれに關する研究も深く行なわれ一種の重要な學問として成立してゐた。一度定まれば原則として變ることなく、後世永く使用され、その影響する所も大である。

しかるに、永樂帝の場合は、死直後に一度太宗の廟號がおくられたにもかかわらず、嘉靖十七年すなわち死後百十四年目に於て、同じ王朝の君主によつて成祖と改められたのである。

もちろん、これまでに廟號の改正もないではない。しかし太宗といへば、廟號のなかでも名君に與えられる重要な廟號であつて、このような名君の廟號の改正は類例がない。それならば何故そのような重要な廟號の改正を行なつたかという疑問が生ずる。その理由を考察する前に順序として、廟號の歴史のあとをたどつて見よう。

古來、太宗として有名な君主には、唐の第二代李世民、宋の第二代趙匡義などがある。彼らは所謂王朝の創始者である高祖や太祖を助けて、その方針を擴大強化し、時には實際の政策面では創始者に代つて、むしろその主體となつて王朝を確立した君主達であつた。このほかにも異民族ではあるが、遼・金・元・清の太宗は、それ／＼創始者である父の太祖の志をよく受けついで、その事業を強化擴大した。先に述べた永樂帝の場合も太祖洪武帝の事業を受け繼いだ面もあり、この點で太宗の範疇に入れても勿論誤りと云うわけではない。しかし永樂帝は靖難の變を篡奪と解されることを恐れて、殊更政策的に父業を繼ぐと表明しており、第二代にあたる建文帝の在位期間を實錄の上では設けずに、恰も永樂帝が第二代で、

太祖の事業を受け繼ぐ名君主である太宗の廟號をおくらさざるを得ないようにしむけた傾向が強い。

他方、後世に改められた成祖についてはどうか。廟號にも數多くある中で、成祖の名は永樂帝を除いては見あたらない。それよりも、

禮稱、祖有功、宗有德。釋者曰、祖始也、宗尊也。

と、また、

禮、祖有功、宗有德。太祖之前不得不稱祖、太祖之後不得不稱宗。

ともあり、祖と宗とは相當明らかな區別があり、特に太祖以後の君主は必ず宗を稱することが原則となっていた。例えば、長く續き、多くの君主を出した唐とか宋の漢民族王朝にあつては、この原則が良く守られている。

ただ例外といえるのは、太祖テムジンと太祖ヌルハチがありながら、それ以後に世祖があらわれるのは、元朝と清朝である。この場合兩方とも異民族王朝であり、太祖はそれ／＼中國以外の蒙古・滿洲に根據し、彼ら個有の風俗習慣に従つて支配し、中國から見れば、まだ中國外の一地方政權の主長にすぎない。しかるに、その後の子孫が中國全土を征服し、都を中國内の北京に定め、年號を立て、その他の制度なども中國的なものを取入れ、傳統的中國王朝の繼承者となつた時すなわち中國の體制下に入つた時の君主に、世祖の廟號がおくられた。従つて、異民族の場合は、中國學者の廟號選定の基準も、國家の創立者と中國的王朝の創立者にと祖をおくる二重體型が出来たと解される。

明朝の場合は、いうまでもなく異民族征服王朝ではない。漢民族王朝である明王朝が、漢民族王朝の傳統である廟號制定法に一旦は従いながらも後になつて、あえて破つてまで、異民族王朝的廟號二重體型を何故採用したであろうか。廟號改定時の嘉靖十七年九月辛巳の實錄によると、

上奉冊寶、恭詣皇祖文皇帝廟、行上尊號禮。冊文曰、臣伏聞古先聖王有大功德者、必有大名稱。是以、見諸當時、則

盛大而莫及。施諸後世、則振耀而無窮。然節惠之諡、雖表于至公、而述德之辭、未足以盡實、則爲子孫臣庶永言孝思而弗可諉者、豈容不崇薦鴻號、以丕揚大烈乎。恭惟皇祖文皇帝、躬英聖之資、抱神睿之略、文章煥然而可述、功烈巍乎以有成。當眷顧維新之命、遭艱難未造之家、將周公東征之思、而大定王室、則所以成繼述之孝者何其勤。遷武王鎬京之都、而永建帝業、則所以成創守之功者何其大。表章六經、垂範萬世、禮樂明備、教化大行。有經天緯地之文、親御六飛、威振紀漢、四裔君長、咸奉職貢、有戡亂除兇之武光踐寶祚而二紀之治、坐致太平。晚付皇儲而萬幾之勤、不廢總攬。至於敬天勤民右文重道親賢遠佞、兼有君師之衆善、乃若懋賞輕刑畏災重穀憫農優文、備有帝王之全德。此則自載籍之傳、未有弘功駿業、而可以加茲者也。臣御名忝以文、重託承大德、比已恭建特廟、用圖百世不遷。茲恭上尊號、期於配天罔極、謹奉冊寶上尊諡曰、啓天弘道高明肇運聖武神功純仁至孝文皇帝。廟號成祖。

とあり、永樂帝の果たした役割について歴史的に再評價が行なわれ、その結論として太宗を成祖に改めたことがうかがえる。ただし、いうまでもなく、征服王朝における世祖とは必ずしも一致せず、楊廷和らの反対もかなり強く、また廟號は、廟内における位置など儒教的な或は思想的な問題をも含んでおり簡単に決せられたものではない。

本来、この廟號の改定問題が起つたのは、時の君主である世宗嘉靖帝の個人的な問題から發した。すなわち嘉靖帝の祖父は成化帝であり、父は興獻王祐杭で弘治帝の弟、正徳帝の叔父にあたる人であつた。嘉靖帝は君主の位に即く前に、十五歳で王位を繼いだ、間もなく、正徳帝が急死し而も正徳帝には子や兄弟がなかつたため、急に傍系から迎えられて君主の位についた。このために皇位繼承の上で問題があり、特に父王の處遇に關して疑義が生じ、これが盛んに論議された。これが所謂「大禮の議」とか大禮問題と呼ばれるもので、⁶⁶⁾そこから端を發して、土木の變前後の英宗・景帝の問題から、永樂帝にまでさかのぼつた。とくに永樂帝については、嘉靖帝と共通する點が少なくなく、嘉靖帝自身もしばしば永樂帝の陵におもむいて祭をしており、政治方針についても學ぶ所が多かつたようである。従つて、永樂帝についての關心も深く、

すでに嘉靖十三年八月丁巳の議論でも、嘉靖帝自身の意見として、「太祖は南に都し、太宗は北に都す」と述べて、その相違を明らかにし、洪武帝の政治と永樂帝の政治との間には、何か斷層があり、その斷層を境に轉換が行なわれたことを暗示している。

この點で興味深いのは、これより先の弘治十二年四月乙巳の前禮部儀制司主事の楊循吉の上奏である。彼は建文帝の廟號について、

追諡建文、以景皇帝及元順帝爲比、謂以親親言之、固當視景皇。以避位言之、尤當視順帝。

と、上奏した。元の順帝といえ、明朝によつて蒙古に追い出された元朝の最後の君主である。順帝は君主の地位を武力によつて廢され、王朝は滅亡した。この考え方からいへば、太祖洪武帝の創立した王朝は建文帝を以て、一旦は滅亡し、永樂帝の立てた王朝は形式的には別の王朝と見なすことが出來るとさえいえる。楊循吉はまだ若かつたが、學問は深く、科擧試験にも合格し、成化二十年の進士で、直ちに禮部主事に任ぜられると云う秀れたものであつた。⁶⁷⁾従つて、結果的には順帝の廟號は容れられなかつたが、廟號を通じた政治批判の底流には、このような考え方も少數ではあつたが存したことがうかがえる。

嘉靖帝時代の永樂帝の廟號改定には、嘉靖帝自身の父の處遇という特殊事情や、これに基づく學者政治家の派閥鬭爭關係、また形式的には廟制の問題など多くの問題を含んでいた。しかし、大禮問題から端を發した大論争は學問特に歴史學研究を促し、門外不出の筈の實録が轉寫され學者政治家の間でかなり研究されたのをはじめ、諸種の著作刊行を促し、やがて隆慶・萬曆時代へと引き繼がれて、中國史上でもまれに見る學問の盛んな時代を現出した。永樂帝の廟號改定はこのような風潮の中にあつて、大禮問題決定後、十四年を費して行なわれ、しかも決定後は成祖の廟號が永樂帝の唯一の廟號の如く取り扱われて來たところを見れば、永樂帝の事業の歴史學的立場より見た再評價も決して根據のないものとはいへ

ない。

要するに、太祖洪武帝が軍事的に中國全土を統一したことや、諸制度を確立したことは明朝の創立に重要な意義をもつた。しかし政治體制の面から見ると、太祖は鳳陽體制を以て中國全土を統一したが、統一後は内政の面で鳳陽體制の限界を知つて、華南體制に切り變えて、飛躍發展した。

しかし、南京に都した華南體制では、華北の軍事とこれにともなう政治、經濟政策に限界があつた。何時かは、華北の軍事力によつて、華南の政權は打ち破られたであらう。

この華南體制を打破して、北京遷都を中心とし、北方親征を手段として、全国的な規模の政治體制を樹立したのが、成祖永樂帝であつた。この意味で、明朝二百數十年の王朝支配體制を眞に築いたのは、永樂帝であつたといえる。

⑥③ 明實錄には各種の鈔本のあることは周知の事實である。その鈔本のうち明らかに清代に書寫されたと思われる江蘇國學圖書館傳鈔本所謂梁氏本や、最近臺灣で刊行中の實錄もすべて成祖實錄としないで太宗實錄の傳統を維持している。私の見た京都大學本を含む數種の鈔本のうち、唯一の例外は東洋文庫所藏にかかるとで僅か一冊しかないが、「成祖實錄」なる奇妙な寫本がある。これは「大明成祖啓天弘道高明肇運聖武神功純仁至孝文皇帝實錄」と題されているが、啓天以下の諡も嘉靖十七年九月に改定されたもので、明らかにそれ以後に書き改められたものである。内容は卷六一、永樂七年春正月と二月、卷六二、同三月、四月と閏四月の二卷であるが、

卷六二の方は約半分ほどが失われている。ただし、この分け方は古い體裁によるもので、最近發行された臺灣の中央研究院本では、卷六一には永樂四年十一月の記事が收められている。詳しくは、三田村泰助、「明實錄の傳本に就いて」東洋史研究、八卷一號を参照されたい。

⑥④ 明實錄、嘉靖十七年六月乙卯。

⑥⑤ 國權、嘉靖十七年九月辛巳の條に關する王世貞の註。

⑥⑥ 中山八郎、「明の嘉靖朝大禮問題の發端」、人文研究、八一九その他。

⑥⑦ 明史、卷二八六、文苑二、徐禎卿傳附載。